

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1)大学の沿革

本学を設置する学校法人は明治24(1891)年に「体育会」として発足、翌年に「日本体育会」に改め、さらに平成24(2012)年に「日本体育大学」と改称して現在にいたる。この間、体育教員養成機関を設置して有為な人材を輩出してきた。この機関は明治26(1893)年に「体操練習所」としてスタートし、明治33(1900)年から「体操学校」と称する各種学校となり、昭和16(1941)年に「日本体育専門学校」へ、さらに昭和24(1949)年に「体育学部」を設置する「日本体育大学」として新制大学へと昇格した。平成25(2013)年に「児童スポーツ教育学部」を増設し、平成26(2014)年には、これまでにスポーツに関わって得られた様々な経験を活かして保健・医療・福祉分野に貢献するため「保健医療学部」を開設した。平成29(2017)年には、スポーツを通じて国際貢献を推進する「スポーツ文化学部」、平成30(2018)年には、スポーツ産業の発展と豊かなスポーツライフの実現を目指す「スポーツマネジメント学部」を増設し5学部となった。

大学院については、昭和50(1975)年4月に大学院体育学研究科体育学専攻の修士課程を設置、平成10(1998)年4月には博士課程を開設した。これを機に研究科の名称を「体育科学研究科」に、専攻を「体育科学専攻」に改め、体育科学分野における教育と研究の拠点を形成してきた。平成29(2017)年4月に児童スポーツ教育学部を基盤として「教育学研究科(実践教科教育学専攻)」博士前期課程及び博士後期課程を開設した。さらに平成30(2018)年4月に、保健医療学部卒業生及び医療やスポーツの現場で活躍する社会人を対象とし、臨床現場における指導的立場の人材養成を目的として「保健医療学研究科(保健医療学専攻)」に修士課程として「高度実践柔道整復師コース」及び「救急災害医療学コース」を開設した。本学は身体に纏わる文化と科学の総合大学を目指しており、各々の研究科が連携を進めることで、さらに多くの研究成果が得られるものと考えている。

(2)社会的背景

ア. 病院前救急分野の現状

救急要請件数は年々増加を続けている。平成30(2018)年度版消防白書によると、平成29(2017)年中における救急自動車による全国の救急出動件数は、634万5,517件で過去最高を記録した。その中で573万6,086名が搬送され337万1,161名(58.8%)が満65歳以上の高齢者である。また、搬送された傷病者のうち、278万5,158名(48.6%)が軽症と判断され帰宅しており、約10%が重症以上である。救急要請件数の増加に対して、全国版救急受診アプリ「Q助」の普及や、

救急車救急安心センター事業（#7119）、通信指令員による口頭指導により、一般市民が緊急度判定をする支援体制が構築されている。

しかし、アプリや#7119などを用いて緊急度判定できるか、その判定基準が正確かは明らかになっていない。高齢者搬送のうち、約8割が転倒によるものであり、居室や寝室で発生している。また、「おぼれる」という事故で搬送された場合、約9割以上が重症である。平成27年の国勢調査では、65歳以上の単独世帯は592万8,000世帯であり、今後も増加していくことが予想されている。老老介護や認認介護という言葉があるように、高齢化社会において救急医療体制は重要な役割を担い、公衆衛生や社会保障の視点から介入することが求められる。

このような救急要請件数の増加、高齢者搬送など時代の変化を正確にとらえ、今後起こりうる問題への対策を含めた救急医療体制を構築できる研究者が求められている。

救急救命士は平成29（2017）年度末現在56,415人登録されている。このうち約35%は消防機関に属していないことが報告されている。海上保安庁や警察、自衛隊などの公的機関だけでなく、医療機関で病院間搬送やドクターカーなどの業務を運用し、また非常備消防地域の市町村で救急システムを構築し運用するなど、救急需要への対策として消防機関以外の救急救命士の活躍が期待されている。医療機関で救急救命士を配置することにより、救急車受入れ件数が増加するなど、救急救命士の有効活用方法が報告されている。このような救急救命士の有効活用に関して、社会に還元できるかどうかを検証し、科学的根拠を証明できる研究者が求められている。

救急救命処置に関する研究が求められている。平成3年（1991年）に救急救命士制度が始まり、平成15（2003）年に除細動が特定行為から外れ、平成16（2004）年に、気管チューブを用いた気道確保、平成18（2006）年に薬剤（アドレナリン）投与、平成21（2009）年にエピペンの使用、平成23（2011）年にビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管、平成26（2014）年から心停止前の輸液と血糖測定・ブドウ糖溶液の投与と処置範囲が見直されてきた。厚生労働省の委託で日本救急医療財団に設置された「救急救命処置検討委員会」によると、今後、救急救命処置は全国公募により提案できるようになり、審査を経て救急救命処置が追加・除外されることとなった。救急救命処置という医療行為もまた生体侵襲を行う処置であり、その効果の裏にはリスクがある。救急救命処置による生体侵襲行為について基礎となるメカニズムと臨床現場における応用は、科学的根拠に基づき検証される必要がある。また、救急救命処置を実施するリスクや医療訴訟となった時の対応など、医療安全や法的視点から、救急救命処置について検証する視点も必要となる。このような幅広い視点から、根拠に基づきまた根拠を生み出すための、研究を遂行できる研究者が求められている。

世界で病院前救急医療分野における研究が求められている。米国では1965年に高速道路で亡くなった人数が朝鮮戦争で亡くなった米兵を超えたことにより、病院前救急医療が社会問題となった。1967年にPittsburgh、1969年にSeattle、

Miami、Los angelesで救急車が導入された。その後救急医学の進歩とともに、発展を遂げ、2018年Seattleを含むKing countyでは、目撃のある心肺停止（心室細動）傷病者の62%が社会復帰している。これら全米の救急医療体制は州やCountyにより異なり、US Department of TransportationにあるEmergency Medical Servicesが管轄している。全米のEMSデータは、NATIONAL EMS INFORMATION SYSTEM (NEMIS)として公開されており、国や地域で比較することが可能となっている。現在、世界でEMSやパラメディックシステムがない国があり、国際的な学術集会であるInternational Conference on Emergency MedicineなどでInternational Paramedicineというカテゴリーでディスカッションされるようになった。世界の国や地域の特性を基に、病院前救急医療体制を構築するために必要なエビデンスが求められている。

イ. 災害医療の現状

自然災害による被害が起こっている。防災白書によると平成3（1991）年から平成29（2017）年まで、毎年自然災害による死者行方不明者が数十名を超え、平成7（1995）年（阪神淡路大震災等）は6,482名、平成23（2011）年（東日本大震災等）は22,466名となっている。平成30（2018）年は、大阪府北部地震の発生後、西日本を中心に降り続いた平成30（2018）年7月豪雨があり、北海道胆振東部地震が発生した。さらに、台風24号の被害が起こるなど、1年を通して数多くの自然災害による被害が発生している。これら災害から得られた教訓を基に、平成25（2013）年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加された。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。このように、自助や共助の精神に基づく地域防災力の向上が必要であり、この分野における研究者が求められている。

テロに対する被害も拡大している。平成13（2001）年の米同時多発攻撃以降の過去10年間で、4倍以上のテロが発生し、日本人が被害に巻き込まれる事案も起こっている。スポーツイベントがテロの対象となりうる。平成25（2013）年では米国ボストンにて開催されたマラソンのゴール付近で2度の爆発が起き、3名が死亡し282名が負傷するテロが起こった。このようにスタッフや観客を対象としたマスギャザリングに対する救急災害医療体制が求められている。日本で行われた2002年FIFAワールドカップ大会では、医療救護班として4か所の救護室に配備し、各区分に救護班員を15名と集団災害対応医療班、ヘリ搬送医療班、ドクターカー医療班を配置した。しかし、2010年から2011年に日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）のホームスタジアムを対象に行われたアンケートでは、全てのスタジアムで防災マニュアルが整備され救護室が設置されていたが、災害発生時に備えてトリアージポストを設置しているスタジアムは2割以下であった。マラソン大会や野球場などでは、救護所や医療チームの配置はされている

が、災害医療体制の構築やマニュアルの整備は大会や球場で異なり、温度差が大きかったと報告されている。このようなマスギャザリング対応は、救急医療ではなく災害医療であり、その切り替えが必要である。また、USAR(urban search and rescue:都市型捜索救助)で行われる「瓦礫の下の医療 (Confined Space medicine)」や、テロ対策における「特殊災害医療」は、医療だけでなく救助や情報管理が重要であり、ロジスティクス(後方支援)が必要である。これらの災害医療やロジスティクス業務を含めた災害医療体制構築に貢献できる研究者の育成が求められている。

来日外客数の人数が増加している。昭和39(1964)年より増加傾向であり、特に平成25(2013)年に年間1,000万人を超え、平成26(2014)年は1,300万人、平成27(2015)年は2,000万人、平成28(2016)年は2,400万人と著しく増加している。国際化が進むにつれて救急災害医療の分野で国際的な対応が求められている。

救急医療の分野では、英語救急隊の設置や電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応、「救急ボイストラ」の開発、外国人向け救急車利用ガイドの作成などが行われている。また、災害医療の分野では、緊急地震速報や特別警報などを災害時情報提供アプリ「Safety tips」を用いて情報発信するなど対策が進んでいる。一方で、国際化が進むにつれて国際的な標準化が必要になり、救急医療や災害医療の標準化が必要になる。国際的な救急・災害医療システムを比較し日本やその地域にとって効果的なシステム構築を行うために、科学的根拠に基づき研究遂行できる人材が必要である。

このような「救急災害医療」という分野における需要の増加に対して、研究推進能力を持つ救急救命士が求められている。現在の救急医療の社会ニーズに対応し、より科学的根拠に基づいた救急・災害医療体制の整備と、それらの充実した教育を実施するための研究ができる者は不足している。そこで救急災害医療という分野で、科学的根拠に基づき、臨床・教育現場で研究できる救急救命士を育成する必要がある。病院前救急・災害医療領域では、疾病や傷病に対する病態だけでなく、救急救命処置を含むすべての救急災害医療に対するための学問研究が求められている。

(3)保健医療学研究科博士課程の設置を必要とする理由

救急災害医療学専攻

創立以来 127 年の歴史をもつ日本体育大学は、これまでに体育に関する学術理論と実践を教授・研究するだけでなく、創造性に富み、国際的視野をもった教養人を育成し、スポーツ文化の向上、体育の発展に貢献してきた。結果、世界最高レベルのアスリートを育成し、これまでに卒業生・在校生がオリンピック競技で 100 個以上のメダルを獲得し、日本国民に大きな勇気と深い感動を供与してきた。また、中・高等学校、大学、社会人の各種競技の監督、コーチを多数輩出し、国内外のアスリート界において、指導的役割を果たしてきた。さらに、高い専門的

知識と豊かな人間性を有する体育教諭を全国に多数輩出し、わが国の体育に関する学校教育をリードしてきた。これはひとえに強靱な体力と強固で健全な精神力の維持・増強を育むことをスローガンとした「體育富強之基」の建学の精神に裏打ちされているといえる。

本学は一貫してスポーツを通してすべての人々の願いである「心身の健康」を育み、かつ世界レベルの優秀な競技者・指導者を育成することを追求し続けている。トップアスリートの活躍は国民に夢と希望を与えるが、そのトレーニングの過程は試行錯誤の連続で、時には運動パフォーマンスの向上と障害の境界線を見失うことがある。安全にそして効率よく限界を高めることは容易ではなく、過去には生命に係わる悲しい事故や障害による選手生命の断絶を経験した。

このような悲劇を二度と起こさないために、様々な取り組みを実施しているところであるが、平成 26(2014)年 4 月に「保健医療学部」を開設し、保健医療の立場からも生命と健康に係わる取り組みを開始した。平成 30 (2018) 年 3 月に完成年度を迎え、「保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程」を設置した。平成 32(2020)年 3 月に完成年度を迎えることから、当該学部卒業生の高度実践者や教育者の育成及び研究の継続性を確保することが命題となった。

平成 30 (2018) 年 11 月には日体大 EDMS(EDMS: Emergency and Disaster Medical Services 以下「EDMS」という。)が発足し、スポーツにおける救急・災害医療対応システムが構築された。マラソン大会などスポーツイベントにおいて、救急医と救急救命士が中心となり、メディカルコントロール体制下で救急救命処置を行う。また、救急救命士養成課程の学生を中心に、ファーストレスポnder体制を構築し、傷病者発生から素早い初期対応を行い、GPS や映像伝送システムを用いて、救急救命士などの医療従事者に迅速に引き継ぐシステムがある。医療従事者とファーストレスポnderを統括する本部機能を有し、メディカルコントロール体制下で、選手と観客を対象とした救急・災害医療が提供できる EDMS は、先駆的な研究分野である。

保健医療学部の教育理念は「深く保健、医療、福祉に関する専門的な学問の教授・研究、及び職業と社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与する」ことである。この理念と本学のこれまでの実績を踏まえ、保健・医療・福祉を包括する専門学部を創設し、高度な専門知識・技術と、豊かな人間性、高い倫理観を備えた質の高い医療人を育成することは高齢社会のニーズに合致している。以上のことから、保健医療学部救急医療学科・保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を基礎とする「保健医療学研究科救急災害医療学専攻博士課程」を設置する。

2 保健医療学研究科博士課程の構想・教育目標

(1)研究科の概要

本研究科は、保健医療学部を基盤として構築する卒後教育課程である。平成

30(2018)年4月に保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を設置した。修士課程(2年)は、「高度実践柔道整復師コース」と「救急災害医療学コース」の2コースとし、高度専門職業人として卓越した能力に加えて、専攻分野における教育・研究能力を培うことを目的とした。博士課程(3年)は、「運動器柔道整復学専攻」と「救急災害医療学専攻」の2専攻で構成し、研究者として自立して研究活動を行い、専攻分野に関連する高度の専門的な業務に従事するに必要な教育・研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。資料1

(2)専攻の概要

「救急災害医療学専攻」は、臨床・教育現場で、科学的根拠に基づき自立して研究が遂行できる人材を育成する。

臨床は、EDMSにおけるスポーツ救急の実践や災害医療システム構築、学部・学科の実習先である初期・2次救急病院や救命救急センター、消防機関などで演習し、臨床研究方法を修得する。また、災害発生時には、市区町村や災害医療派遣チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)や、医師会と連携し、災害医療の実践やロジスティクス(後方支援)の研究を実践する。

教育は、反転授業やシミュレーション教育において、知識・技術・行動変容の視点で研究を実践する。また、救命蘇生法の講習会やマラソン大会などのイベント救護でスポーツ関係者、地域住民に救急・災害医療の講習会を行いその教育効果について研究する。

研究遂行能力として、特別研究を通じて、研究計画の作成、文献検索、倫理審査、研究の実行、結果の集積と分析、統計学的検定、考察、結論を検証し、国際ジャーナルに掲載される論文を記載できる能力を修得する。本専攻における概要は、臨床・教育を通じて科学的根拠に基づき自立して研究が遂行できる人材の育成とする。

(3)専攻の構想

救急災害医療学専攻は後期3年の博士課程として設置する。学部教育としての保健医療学部救急医療学科を基盤とし、保健医療学研究科保健医療学専攻救急災害医療学コースを土台とする。この救急災害医療学コースは修士課程として開設したが、このまま修士課程とし、博士前期課程に改めない。この理由は次の通りである。

修士課程の『救急災害医療学コース』は、「総合的な医療人育成」、「大規模災害に対応できる人材育成」、「海外で活躍できる人材育成」を柱とした。これに対し、博士課程の『救急災害医療学専攻』は、救急救命士の特性を活かし、疾病や外傷の病態だけでなく、救急救命処置を含むすべての救急災害医療に着眼し、実際の臨床・教育現場で遭遇する種々の事象や病態について解明し、科学的根拠に基づいて自立した教育研究を遂行できる能力を養成することが目的である。すなわち、修士課程では、指導者としての資質を備えた救急救命士

の養成を、博士課程では、救急災害医療領域における臨床・教育研究を自立し、より専門的に遂行できる能力と、将来その研究分野の指導者となる資質の養成を構想としている。

(4) 教育目的・目標

救急災害医療学専攻は、『人間の生命や身体活動に関する諸問題について、総合的な分析・検討を加え、これを実践現場に還元する双方向的研究に取り組む』という本学の建学の精神に基づく研究目標を受け、保健医療学部の「深く保健、医療、福祉に関する専門的な学問の教授・研究、及び職業と社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与する」という教育理念を深化・発展させ、スポーツを医療の立場から支えて、こどもから高齢者に至るまで人々の心身の健康の維持と増進により QOL(Quality of Life;生活の質)の向上を図ることを使命としている。

従って、救急災害医療学専攻は、救急災害医療の指導者としての資質を基礎として、救急災害医療の臨床現場や教育研究者の養成を目的とし、臨床または教育現場で、科学的根拠に基づき研究が遂行できる人材育成を目標とする。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1)研究科、専攻等の名称

本研究科、専攻の名称は以下の通りとする。

①保健医療学研究科

Graduate School of Medical and Health Science

②救急災害医療学専攻

Doctoral Program in Emergency and Disaster Medicine

(2)学位の名称

学位の名称は以下の通りとする。

博士（救急災害医療学）

(Doctor of Philosophy in Emergency and Disaster Medicine)

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

①概要

保健医療学研究科救急災害医療学専攻博士課程は、「5年一貫制」あるいは「前期2年・後期3年の区分制」の博士課程とは異なり、本学保健医療学研究科の修士課程を基盤としつつも、急激に変貌する社会情勢を踏まえ、多様な人材を受け入れ、異なる領域、分野との連携や協調、応用によって、ディプロマ・

ポリシーに掲げる目標を達成しようとするものである。

②救急災害医療学専攻

ア. 救急災害医療学分野の研究者として最新の医科学的知識と社会情勢を学ぶために、救急災害医療学特講を配置する。

イ. 国際情勢を踏まえた各専門領域における最新の知識や技術に加え、社会の発展に寄与するために必要で専門的な研究手法と研究倫理について学ぶために、救急災害医療学演習、スポーツ救急特講、国際救急・災害システム演習を配置する。

ウ. 救急災害医療学における研究課題に対して科学的根拠に基づき検証し、諸外国との国際的な比較をしながら自立して研究活動を実践するための特別指導科目として特別研究・特別演習を配置する。

救急災害医療学専攻では、幅広く深い学識の涵養を図り、救急災害医療分野における研究者としての卓越した能力を培うために、本専攻は上述の方針で理論的知識を基礎とし、「新時代の大学院教育」に記載されている課程制大学院制度に沿った教育目標を設定し、臨床・教育現場で自立して研究活動ができる体系的なカリキュラムを編成する。

(2)教育課程の概要

救急災害医療学演習における、教育課程の構成は資料 2 に示し、概要を以下に述べる。

ア. 専門科目

【救急災害医療学特講】

救急災害医療における疾病・外傷や救急救命処置などに対する最新の科学的根拠を修得する。救急災害医療に対する基礎から臨床における救急救命処置まで幅広い知識を習得する。医療訴訟の事例などから、社会的事象を多面的・多角的に考察し、医の倫理を向上させる。

【救急災害医療学演習】

被災地訪問や臨床施設での演習を通じて、救急災害医療に関する最新の知識・技術を修得する。被災地や臨床施設の現場の視察とディスカッションを通して、研究を実践する能力を向上させる。

【スポーツ救急特講】

スポーツ現場で発生する急性の外傷、疾病について、そのスポーツ医・科学および臨床スポーツ医学専門学術誌における最新の原著論文を精読・議論する。本講義の目的は（１）スポーツ救急分野において学問的基礎となるスポーツ医・科学の最新の知見を得るとともに、その知識を土台にしてスポーツ臨床医学分野の原著論文を読解・議論することで、（２）最先端のスポーツ救急分野における知識や研究能力を身に着けることにある。

【国際救急・災害システム演習】

救急・災害医療に関する国内と海外の比較に関する研究を計画し実践する。

臨地実習や現場視察などを行い、文化や宗教など国際的な視点で、臨床や教育システムの比較検討を行う研究手法を習得する。

イ. 特別指導科目

【救急災害医療学特別演習Ⅰ】

救急災害医療の研究に関わる論文を収集し、研究の立案・実行方法、論文の書き方など、研究を行うために必要な基礎能力を身につける。研究のオリジナリティや課題を理解し、それらを分類して整理する能力を養う。また、医療人として常に知識の獲得が出来るよう積極性を養う。

【救急災害医療学特別演習Ⅱ】

研究に必要な文献を引用し、研究の課題を指摘する。また、研究方法、結果、考察、結論など研究遂行のための総合能力を身につける。

【救急災害医療学特別演習Ⅲ】

特別演習Ⅰ・Ⅱで修得した知識と実験、その結果のまとめと考察、課題抽出等を行い、論文を作成する。

【救急災害医療学特別研究Ⅰ】

基礎研究に関わる論文を収集し、研究を行うために必要な基礎能力を身につける。研究のオリジナリティや課題を理解し、それらを分類して整理する能力を養う。また、医療人として常に知識の獲得が出来るよう積極性を養う。

【救急災害医療学特別研究Ⅱ】

研究計画に基づき、研究方法・結果・考察を組み立て、研究遂行のための基礎能力を修得する。また、ポジティブフィードバックの手法から論文作成の過程と作成の総合能力を修得する。

【救急災害医療学特別研究Ⅲ】

最終学年として研究計画に従って実験、データ収集と解析能力の向上、客観的な考察能力を修得し、学位論文を作成する。

(3)教育課程の柱となる専門領域

救急災害医療学専攻の研究の基礎となる専門領域は、「救急災害医療学分野」である。救急災害医療に対するメカニズムから、救急救命処置などの臨床現場まで、幅広い分野である。また、善きサマリア人法や医療訴訟など社会的事象からの医の倫理を向上させる。救急災害医療学特講を必修とし、研究の基礎を習得後、「救急災害医療学」「スポーツ救急学分野」及び「国際救急・災害システム学分野」を柱とする。

ア. 救急災害医療学分野

救急災害医療に対するメカニズムから、救急救命処置などの臨床現場、また発達障害や医療訴訟など社会的事象を対象とする。EDMSを臨床研究の拠点として確立し、疾病や外傷だけでなく救急救命処置を含む医療的な介入、個々の特性や社会的要因など多角的な研究を遂行する。

イ. スポーツ救急学分野

スポーツにおける救急医療体制を構築・実践する。オリンピックなどのマシギャザリング対応やスポーツの種類や特徴を基に研究を行い、研究成果を地域に還元する。

ウ. 国際救急・災害システム学分野

国際的な救急・災害医療体制の比較検討を行い、研究を遂行する。また、発展途上国における救急災害医療体制構築を行い、研究成果を世界に還元する。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1)教員配置の考え方

救急災害医療学専攻では、救急災害医療学に関連する博士の学位を有し、開設科目に係わる研究業績を持つ専任教員の配置を基本とする。救急・災害医療分野の教育・研究者を養成するに当たって、医学あるいは関連領域の博士号を有する医師・救急救命士の教員を軸として、急激に変貌する社会と医療を取り巻く状況に対応するため、博士の学位を有する法律家や特別支援教員を含めて多様な背景を持つ指導教員を配置する。

(2)教員の年齢構成

救急災害医療学専攻の専任教員は、30～39歳2名、40～49歳3名、50～59歳2名、60～64歳3名、65～69歳2名の教授・准教授・助教、計12名で構成している。年齢構成は高いが、本研究科の目標を達成するため、保健医療分野の教育研究指導経験が豊富で、授業及び研究指導を行うに相応しい教育経験、教育実績及び実務経験を有する各専門分野の教員を配置した。

教員組織編制の将来構想として、本専攻の完成年度で任期を迎える教授の後任については、公募を基本とし、欠員が生じることのないよう確実に充足していくこととする。

完成年度には救急災害医療学分野2名、スポーツ救急分野1名の計3名の教授が任期を迎え、完成年度後に在籍する専任教員の年齢構成は60歳代2名、50歳代3名、40歳代2名、30歳代2名となる。充足する教員は、救急災害医療学分野で40歳代1名・50歳代1名を、スポーツ救急分野で50歳代1名を予定している。

その後も、長期的に継続した教育体制を構築できるよう、可能な限り若い世代を採用し、年齢構成バランスのとれた教員組織を編制していく。

①定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎える教員は、4名である。本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」[資料3](#)より65歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」[資料4](#)、完成年度までに本学の定年を迎える教員については、本学の「日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」[資料5](#)を適用し対応する。

また、研究科の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画で行っていく。

ア．既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。

イ．既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

上述のような人事計画のもとで、十分な教育研究体制を常時維持できるように計画している。

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方針に関する基本的な方針

①学期の区分

2学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

②標準修業年限

博士課程の標準修業年限を3年とする。

(2) 研究指導教授の決定

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が3年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。

また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。

(3) 履修計画の指導

学生に対する保健医療学研究科（博士課程）の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となって行う。

また、研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

(4) 履修科目の選択と指導

研究指導教員は、修了要件として必修科目の「救急災害医療学特別演習」「救急災害医療学特別研究」6科目24単位とそれ以外の科目を専門分野の4科目から必修を含む4単位以上、合計28単位以上履修するよう指導する。

(5) 研究指導方法（博士論文の作成）

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が3年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。

1年次では、主に、研究者として習得すべき保健医療学に立脚した問題解決能力を養成するために必要な基礎科目を学ぶ。また、追究する課題の見いだし方や論文の書き方等、論文作成に係わる基礎知識の修得を目指す。

2年次では、主に、専攻分野で博士論文の作成を具体的に進めて行くと共に、見出した課題を、典型的な論文の書き方を参考に、少なくともレフェリー付の学会誌等に2編は投稿ができるよう指導する。

3年次では、主に、専攻分野において、レフェリーのある学会誌に掲載された2編の論文をもとに、博士論文を構成できるようにする。

研究指導のスケジュールは資料6のとおりである。

(6) 博士論文審査の流れ

博士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」資料7及び学位審査等取扱要領に基づき行う。博士論文審査の流れは資料8のとおりである。

(申請資格)

博士の学位論文の審査を申請できるのは、次の1、2いずれかに該当するものとする。

- 1 本学大学院博士課程の第3学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受けた者。
- 2 博士課程単位取得退学後、3年以内の者（ただし、在学中の休学期間を除く）

(前提条件)

博士の学位論文の審査を申請できるのは、前項の申請資格を有するとともに、主論文として impact factor の値がある国際的学術雑誌に掲載または掲載が許可されている論文1編以上と、副論文として国内外を問わず査読者付き学術雑誌に掲載または掲載が許可されている論文を1編以上有することを条件とする。

ただし、上述の主論文及び副論文には、保健医療学研究科委員会においてこれらと同等と認められたものを含む。

「査読付き学術雑誌」とは、査読制度の確立した学術雑誌で、日本語論文の場合は、医中誌 Web に集録かつ日本学術会議協力学術研究団体に指定された学術団体が発行する学術研究（論文等）を掲載する機関誌（学会誌）とし、英語論文の場合は、Current Contents Connect (Clinical Medicine Edition)、MEDLARS Online のいずれかに集録された欧文誌とする。

「主論文」とは、博士論文で、学位申請者を筆頭著者として共著を認める。

「副論文」とは、学位申請の研究内容に関連があり、単著又は筆頭著者（共著の場合）とし日本語論文又は英語論文とする。いずれの場合も原著論文として査読付き学術誌に掲載されていること、あるいは掲載が確約されていること。

(論文審査の申請)

博士の学位論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、研究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年 11 月とする。

(論文審査員)

提出された論文について、審査員は主査を 1 名、副査を 3 名以上、計 4 名以上で構成され、審査員の選定は研究科委員会の議を経て、研究科長が委嘱する。

副査には、指導教員、申請者が専修する以外の他研究領域の教員、外部の学識者を加えることで厳格性と透明性を確保する。

(論文発表会)

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・最終発表)を行うこととしており、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

(論文審査及び最終試験)

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目について口述試験を行う。

(論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議)

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を研究科長に文書で報告する。博士委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

研究科長は、博士委員会の審議の結果、学位授与を可とした者については学長に報告する。

(論文公表)

学位論文の公表については、本学学位規程に基づき公表する。

本学博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者が行う公表は、本学の協力を得て、インターネッ

トの利用により行うものとする。(本学図書館の「日体大リポジトリ」を利用)

(7) 研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」[資料 9](#)に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取り組み並びに微生物、毒物・劇薬などの管理、安全確保及び実験装置などの適正な管理を図っている。また、本学において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」[資料 10](#)を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

(8) ディプロマ・ポリシー

① 概要

本専攻(博士課程)では、次の資質・能力を身に付けるとともに、修了要件をすべて満たした者に対し、博士(救急災害医療学)の学位を授与する。

② 救急災害医療学専攻

ア. 最新の医学や社会情勢を常に学ぶ姿勢を有し、自立して研究活動を行う能力
イ. 国際的な視野と高い倫理観を有し、社会の発展に貢献できる能力。

ウ. 救急災害医療に携わる医療人としてのプロフェッショナル・オートノミーを有し、研究成果を国内外に向けて発信する能力。

(9) 修了要件

以下の4つの要件をすべて満たすこと。

ア. 本研究科博士課程に3年以上在籍すること。

イ. 「特別指導科目」6科目 24単位を修得すること。

ウ. 「専門科目」4科目から必修を含む4単位以上を修得すること。

エ. 必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格すること。

(10) 学位記の授与

論文審査並びに最終試験に合格し、博士委員会が学位授与を承認した場合、学長より博士(救急災害医療学)の学位が授与される。

(11) 修得すべき単位と履修モデル

本専攻に入学する学生は本学保健医療学研究科救急災害医療学コースを修了した者の他、本学以外の大学院で救急災害医療に関する修士号を取得した者や、救急災害医療以外の研究領域で修士号を取得した者など、その背景は多岐にわ

たる。

このように多様な人材を受け入れ、異なる領域、分野との連携や協調、応用によってディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成しようとするものであることから、入学生の背景と進路に応じた履修モデルを提案する。資料 11

【モデル1】科学的根拠に基づき基礎・臨床研究が実践できる研究者

基礎分野から臨床分野まで生体侵襲に関する幅広い分野から最新の科学的根拠を習得し、研究を実践する。

【モデル2】科学的根拠に基づき臨床・教育研究が実践できる研究者（国際）

救急災害医療に関する最新の科学的根拠を修得後、国際救急、災害医療の分野で臨床または教育研究を遂行する。

(12) 学生に対する修学上の支援の充実

① 社会人への配慮

社会人が就業しながら学べるよう、全ての科目を集中講義とする。指導教員と学生との相談により開講日時を決定する。

② 外部競争的研究資金等の獲得

外部の競争的研究資金等の獲得を支援し、学生の研究活動への取り組みを促す。

③ ティーチング・アシスタント制度

ティーチング・アシスタント制度により、保健医療学部救急医療学科の「シミュレーション基礎・シミュレーション実習Ⅰ～Ⅵ」、「野外活動実習」、「救助救命医療学演習」、「救急車同乗実習Ⅰ・Ⅱ」、「病院実習Ⅰ・Ⅱ」の科目において教育補助業務を行うことにより、臨床・教育現場で指導者としての能力を向上させ、奨学に資する手当を支給して修学を支援する。

7 施設・設備等の整備計画

本研究科は、日本体育大学の横浜・健志台キャンパスの校地・運動場・校舎などを用いて教育研究を行うことから、図書館・教室・ゼミ・学生の休憩場所なども整備されている。

また、図書館は平日 22 時まで、土曜日 19 時まで、日曜日 18 時まで開館しており、「大学院設置基準」第 14 条の教育方法の特例を用いて展開するにふさわしい環境となっている。

(1) 自習室の整備

大学院生の学習環境の充実に資するため、横浜・健志台キャンパスの 9 号館 3 階に大学院生が自由に使用できる専用自習室（9354 室 44.88 m²）を用意している。資料 12

(2) 図書館の整備

① 図書館の蔵書数・座席数

保健医療学研究科を設置する横浜・健志台キャンパスの図書館は占有延べ床面積が、分館 741.44 m²（日体史料室・保存書庫を含む）、学習室 121 m²、閲覧席数が合計 240 席となっており、保健医療学部専用校舎である 9 号館内の図書館は 288.34 m²、閲覧席数 91 席、医学関連分野を中心として図書 5,809 冊を所蔵している。

東京・世田谷キャンパスの図書館も利用可能で、延べ面積は、2,036 m²（2 階 779 m²、3 階 775 m²、地階自動化書庫 482 m²）で、閲覧席数 380 席、自動化書庫を含めて書架収容力は約 47.3 万冊となっている。閲覧席は、テーブルのほか、間仕切りされた個人用閲覧席、学習のための共同コミュニケーション・スペースとして複数人数で利用できるグループ閲覧室（3 室）を備えている。また、所蔵資料は、学内外からインターネット上での検索が可能になっており、図書館内に検索用専用端末も設置している。地下の自動化書庫に格納されている資料は、資料検索の結果から、オンラインで出庫することが可能である。また、自動貸出装置を導入し、利用者の利便性の向上を図っている。

② デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

図書館内に学生開放 PC が 149 台（うち、保健医療学部図書館に 19 台）設置されており、予習復習の情報収集、課題レポート作成等に活用されている。近年特にデジタルデータベース、電子ジャーナル等の利用も多く積極的に整備している。

図書館のデジタルデータベースについては、医中誌 Web、メディカルオンライン、メディカルファインダー、南江堂オンライン、ジャパンナレッジ Lib、Science Direct、Wiley Core Collection、MEDLINE Complete、SPORTDiscus with Full Text、Health Source など 19 種に加えて、朝日新聞聞蔵Ⅱ、読売ヨミダス文書館、毎日新聞社のデータベース毎索（まいさく）、JLC オンデマンドによるスポーツ動画配信サービスを整備している。

電子ジャーナルについては、上記データベースによるものに加えて、Journal of Bone and Joint Surgery、Prehospital and Disaster Medicine など国内外 80 種以上を整備している。

検索については、タイトルからの検索を可能にする電子ジャーナルリストに加えて、複数データベースの同時検索を可能にする統合検索機能を導入して利便性の向上に努めている。

保健医療学研究科（博士課程）が設置された場合でも対応可能な状況であり、今後も更にデジタルデータベース等の整備を行い教育目的の達成に努める。

8 基礎となる学部・修士課程との関係

救急災害医療学専攻は、保健医療学部救急医療学科を基盤として構築する卒業後教育課程で、保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程（救急災害医療学

コース)を土台とし、救急災害医療学分野において極めて高度で専門的な学びを追求する。

本専攻は、修士課程の「科学的根拠に基づき指導ができる立場の人材育成」を基礎とする。既設学部・大学院修士課程で育成した能力を基礎として、臨床・教育現場で自立して研究を実践し、救急災害医療の研究者として研究遂行能力を発展させる。救急災害医療学の特講や各特別研究を通じて、最新の研究手法を学ぶ。

また、EDMSや救急車同乗実習・病院内実習や災害支援やボランティア活動の臨床研究を実践することで、研究遂行能力を向上させる。さらに、国内だけでなく海外での特別演習を通して、国内外の救急災害医療システムの比較検討を行う。これらのことから、科学的根拠に基づき研究が遂行できる人材を育成する。[資料1](#)

9 入学者選抜の概要

(1)アドミッション・ポリシー

本専攻は、救急災害医療分野における極めて高度な専門性を備えた人材の育成を目指す。以下のような資質を備えた入学者を求める。

- ア. 最新の医学や社会情勢を常に学ぶ姿勢を有し、自ら研究課題に取り組む意欲がある者。
- イ. 救急災害医療学における専門知識・技能・問題解決能力を有する者。
- ウ. 臨床現場における技術指導者や研究手法の指導者になりたいと強く志望すること。
- エ. 国際的な視点を持ち、優れたプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を有する者。

(2)入学定員

救急災害医療学専攻(博士課程)は、本学の保健医療学部の「救急医療学科」と、保健医療学研究科保健医療学専攻(修士課程)の「救急災害医療学コース」を基礎とし、「救急災害医療学専攻」を設置する。

入学定員は、以下の【表1】のとおり、救急災害医療学専攻2名、収容定員は、救急災害医療学専攻6名とする。

【表1】 博士課程の入学定員、収容定員

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学 研究科 (博士課程)	救急災害 医療学	2	6

(3) 出願資格

以下ア～ケのいずれかに該当する者に出願資格を与える。

- ア. 修士の学位を有する者及び授与される見込みの者。
- イ. 専門職学位を有する者及び授与される見込みの者。
- ウ. 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- エ. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- オ. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- カ. 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- キ. 外国の学校、上記オの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。
- ク. 文部科学大臣の指定した者。（平成元年文部省告示第118号）
- ケ. 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに24歳に達した者。

(4) 入学者選抜の方法

本専攻(博士課程)が目指す教育研究に相応しい能力・適性等を多面的に判定し、一般選抜及び社会人選抜を実施する。

合否の判定は、書類審査、筆記試験（英語、専門科目：救急災害医療学）、面接試験の結果を総合的に判断して行う。

① 一般選抜

- ・ 書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書など）
- ・ 筆記試験（英語、専門科目：救急災害医療学）
- ・ 面接試験（口頭試問含む）

② 社会人(現職教員等有職者)選抜

- ・ 書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書、研究活動調書など）

- ・筆記試験（英語、専門科目：救急災害医療学）
- ・面接試験（口頭試問含む）

※研究計画書、面接試験では、研究課題やこれまでの研究経過（職務経験を含む）を基に総合的に判定する。

(5) 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編成する。

①入試制度の企画・立案

学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

②入学試験の実施

原則、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

③合否判定

入学試験の結果に基づき、当該博士委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

④出願資格

出願資格に関して、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

10 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限

博士課程(博士) 3年

(2) 履修指導及び研究指導の方法

学生に対する保健医療学研究科（博士課程）の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となって行う。また、入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。特に社会人学生については、主に研究指導教員が履修計画や研究テーマの設定や学修環境など入学前から相談をし、博士課程の3年間に仕事をしながらの通学であっても必要単位を取得し修了できるようきめの細かい指導をする。

授業は通常時間帯から夜間の時間帯にかけて開講しており、社会人が在職のまま大学院の授業を受けられるよう、必修の共通科目については履修可能な時間帯に設定している。

選択科目については、履修可能な科目から優先して取るよう指導していく。

研究指導については、研究指導教員及び副指導教員と研究計画を立て、指導日等を調整し、指導を受けることになるが、社会人など平日昼間の受講が困難

な場合は、指導教員と相談の上、土日や休業期間中に集中して行なうことも可能としている。

また、教育現場に関する課題に取り組む場合、遠隔地で研究することも想定し、電子メールや学内ポータルシステムやオンライン教育サポートシステムなどを活用しての指導や、場合によっては指導教員が現場を訪れることにより効果的な指導を行う。

(3)授業の実施方法

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例の措置を導入し、昼夜開講の形式をとることから、【表 2】のとおり、5 時限・6 時限・7 時限を開講する。授業は本学で行なうが、予習・復習については電子メール、学内ポータルシステム及びオンライン教育サポートシステムを利用して学ぶことができるようにする。

【表 2】 日本体育大学保健医療学研究科（博士課程）授業時間

時 限	時 間	備 考
1 時限	09 時 00 分～10 時 30 分	昼間部
2 時限	10 時 40 分～12 時 10 分	昼間部
3 時限	13 時 00 分～14 時 30 分	昼間部
4 時限	14 時 40 分～16 時 10 分	昼間部
5 時限	16 時 20 分～17 時 50 分	昼夜間部
6 時限	18 時 00 分～19 時 30 分	昼夜間部
7 時限	19 時 40 分～21 時 10 分	昼夜間部

※ 集中講義が必要な場合は、休日で展開する。

(4)教員の負担の程度

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮する。

また、出勤時間に関しては、5 限目以降に授業が開講されることから、履修者との調整の上、教員の裁量により決定できるものとし、各自で 1 週間の勤務時間(労働時間)を調整できるように配慮している。

さらに、平日(月～金曜日)には研究日 1 日を設けられるようにし、休日(土・日曜日等)の出勤に対する負担軽減も考慮している。

(5)図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮,必要な職員の配置

図書館のうち、本館と分館は、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで開

館しており 7 限目受講の学生に対しても対応している。また、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館している。保健医療学部図書館は平日 8 時 45 分から 19 時まで、土曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館し、閉館後から 22 時までは閲覧席の一部を自習室として開放している。

蔵書は、キャンパス間の学内定期便利用により、東京と横浜の両キャンパスの図書館 3 館の取り寄せ利用が可能である。また、貸出状況確認や相互貸借サービスの申し込みは、学内外からオンラインで行うことが可能な図書館システムを用意している。このような来館型・非来館型の利用をさらに促進し利用者の利便性の向上を図るため、図書館資源の活用方法についての図書館オリエンテーションやデータベース講習会を通年で開催している。

図書館課専任職員は図書館法第 5 条に基づく司書資格を有し、また平日 17 時以降や土曜・休日に従事する業務委託スタッフの半数以上が司書の資格を有しており、大学図書館における専門的な参考調査や資料情報提供等に対応可能な職員を配置している。

情報処理施設等の利用については、東京・世田谷キャンパスの PC 教室は平成 26(2014)年 4 月に増設を行い、PC72 台を設置し、単一のコンピュータで MacOS と WindowsOS のいずれもが利用できる環境とするなど情報技術を用いて教育を支援している。また、可動式のタブレット端末 90 台の設備を整備し、一般教室においても簡易な PC 環境を実現している。

東京・世田谷キャンパスの学生ラウンジには、開放用 PC30 台を設置し、自由に利用できるコンピュータを設置している。

コンピュータはもとより、利用者が拡大しているスマートフォン、タブレットを収容することを目的に、平成 25(2013)年度に有無線ネットワークの高速化、および無線ネットワーク拡充を行い、全学ネットワーク全体の再設計を行った。

これにより、すべてのキャンパス、学生寮において統一された手法、品質により全学ネットワークの利用が可能となり、従前からの個人の属性による通信経路の動的制御、悪意のあるサイトの閲覧を防止する URL フィルタリング等の利用者、情報保護を目的としたセキュリティ対策と併せて、安全かつ安定したサービスの提供を行っている。

平成 25(2013)年度に全学ネットワーク全体の再設計を行ったことにより安定的に活用できるようになっている。

職員の配置については、現在も学生支援センターに大学院担当職員を配置して対応しているが、本研究科に関しても同様に対応する。

(6)入学者選抜の概要

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編成する。

①入試制度の企画・立案

学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申

する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

②入学試験の実施

原則、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

③合否判定

入学試験の結果に基づき、当該博士委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

④出願資格

出願資格に関して、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

〈一般選抜〉

- ・書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書など）
- ・筆記試験（英語、専門科目）
- ・面接試験（口頭試問含む）

〈社会人(現職教員等有職者)選抜〉

- ・書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書、研究活動調書など）
- ・筆記試験（英語、専門科目）
- ・面接試験（口頭試問含む）

※研究計画書、面接試験では、研究課題やこれまでの研究経過（職務経験を含む）を基に総合的に判定する。

(7)大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本研究科では、各分野に複数名の専任教員を配置するよう構成している。

教員の担当時間数は研究科及び学部を合わせて 1 週間あたり 8 コマ以内に抑える。研究科担当科目が多い場合には、教員の学部担当授業を他教員に振り替えるなどして、教員の負担の軽減に努める。また、特別研究には同じ分野の他教員の援助を仰ぎ、負担が一部の教員に偏ることがないように考慮する。

さらに、本研究科の教員組織の年齢構成は高くなっており、博士課程の研究指導を担当する教員は、後継者を養成するため同分野の担当教員に対し指導を行い研究組織の継続性を担保する。

11 管理運営

運営体制としては、現在、保健医療学研究科委員会を管理運営している常設委員会(研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、

日本体育大学学術奨励賞選考委員会、奨学金返還免除に関する選考委員会)を活用して管理体制を有効に機能させる。

12 自己点検・評価

本学では、平成 5(1993)年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改革改善に取り組んできた。

(1)実施体制

①自己点検・評価協議会及び自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価の取組みは、平成 5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置して、日本体育大学の現状と課題について分析することから始まった。その後、教育・研究水準の維持・向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために平成 6(1994)年 7 月に「学校法人日本体育会自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価協議会」及び「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価委員会」[資料 13](#)を設置し、自己点検・評価を平成 8(1996)年、平成 10(1998)年、平成 15(2003)年、平成 20(2008)年、平成 26(2014)年に実施した。その内容については『自己点検・評価報告書』としてまとめ、公開している。

また、平成 25(2013)年 12 月には「学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程」の改正を行い、自己点検・評価に関する複数の活動セクションを、「自己点検・評価等協議会」「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」に統合し、効率化と合理化を図った。

「自己点検・評価等協議会」は学校法人日本体育大学に設置され、日本体育大学及び日本体育大学大学院の自己点検・評価に関する基本方針、実施時期及び実施基準などの基本的事項について審議決定するため、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び大学事務局長、その他理事長・学長が推薦する者で構成されている。

②調査・データの収集と分析を行う体制

大学機関別認証評価に係る所定のエビデンスデータ類については、事務局の各担当所掌部署にて最新の情報を更新している。

これらの最新情報は、「自己点検・評価等委員会」の構成員及び事務職員全体で共有され、これらの年度推移や現況の分析に基づき、自己点検・評価を行っている。

本学の現状を把握するための情報に関しては、事務局の事務分掌の規定に応じて調査・収集・分析が実施されており、例えば、入学者に関することについてはアドミッションセンターが、学生の学習や修学支援等に関しては学生支援センター学習支援部門が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生支援センター生活支援部門が、就職を含む進路に関しては学生支援センターキャリ

ア支援部門が、教員の業務等に関しては庶務課が業務を担当しており、それぞれの業務に関わる情報やデータを集約している。

さらに、平成 30（2018）年 4 月より、インスティテューショナル・リサーチアンドエフェクティブネス室（以下「IRE 室」という。）を設置し、それらの情報やデータを統一的に集約し、総合的に事務局で共有されるほか、「自己点検・評価等委員会」の資料として整理されている。IRE 室を設置したことにより、自己点検・評価及び認証評価に関する事項や、内部質保証に関する事項、学内外における高等教育に関わる各種の情報に関する事項等の調査、データ収集と分析の体制を充実させた。

(2)実施方法

大学及び大学院の教育・研究活動等固有の事項については、学長が中心となって「自己点検・評価等委員会」が対処しており、具体的な自己点検・評価は、各学部（大学院研究科含む）、附置機関等を通じて、大学事務局が行い、企画部教育課程課及び、IRE 室がとりまとめており、直近では、平成 27 年 5 月 1 日の状況を点検し評価を行ったほか、公益財団法人日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審した。

各部署においては、関係するデータ収集・整理を行い、改善・向上方策を通常業務に反映させるほか、大学改革構想に係る所掌の取組状況や各年度事業計画等の実績や進捗状況に基づいた次年度の事業計画等の立案に取り入れ、それらの事業報告をまとめる中で自己点検評価の機能を併行している。

また、教学事項に関しては、特に、FD 委員会資料 14 が中心となって、授業改善に資する活動の一つとして、前学期及び後学期全ての授業で、学生による授業評価アンケートを行っている。アンケート結果については、各学期の履修授業の各成績が確定した直後に、それぞれの授業担当教員及びそれぞれの授業履修者に還元している。

授業担当教員は、各学期の学生の受講反応を詳細に確認でき、次学期の授業展開に改善を加えるために有効に活用しているほか、履修者は自身の履修した授業に関し、他の履修者の回答結果を閲覧し、自身の履修行動を省みる機会となっている。

財務事項に関しては、決算後の 5 月に実施する会計監査にとどまらず、会計年度進行中の 11 月及び 3 月に期中監査を行い、その透明性と会計基準や予算制度などに関するコンプライアンスを担保している。

(3)評価項目

「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」は「自己点検・評価等協議会」の下、基本方針に則り、教育及び研究等の活動について自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法等の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たっている。

◇自己点検・評価等協議会が定める自己点検・評価の基準

①基準 1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

②基準 2. 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 教育課程及び教授方法
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5. キャリアガイダンス
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7. 学生サービス
- 2-8. 教員の配置・職能開発等
- 2-9. 教育環境の整備

③基準 3. 経営・管理と財務

- 3-1. 経営の規律と誠実性
- 3-2. 理事会の機能
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス
- 3-5. 業務執行体制の機能性
- 3-6. 財務基盤と収支
- 3-7. 会計

④基準 4. 自己点検・評価

- 4-1. 自己点検・評価の適切性
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性
- 4-3. 自己点検・評価の有効性

⑤その他の基準

A. 国際的な競技力向上への貢献

- 1. 国際化を推進すべく、諸外国との学術・スポーツ交流協定の締結
- 2. 体育・スポーツの指導者養成及び国際競技大会等への選手・指導者の派遣
- 3. 競技力向上と重点強化種目及び重点強化選手への支援及び強化策策定

B. 健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築

1. 両キャンパス周辺地域住民を巻き込んだ健康維持・増進プログラムの 推 進
2. 老若男女が積極的に取り組むことのできるスポーツプログラムの構築

(4)結果の公表

「自己点検・評価等委員会」による自己点検及び評価の結果については、「日本体育大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」として刊行（平成 5(1993)年度版、平成 7(1995)年度版、平成 9(1997)年度版、平成 14(2002)年度版、平成 18(2006)年度版、平成 19(2007)年度版、平成 20(2008)年度版）し、学内外に公表している。また「自己点検・評価報告書」を平成 27 年 3 月に作成し、ホームページで、学内外に公表している。

自己点検・評価報告書のほか、認証評価機関による認証評価を受ける際に提出した所定の報告書等についても、本学ホームページに掲載して内外に公表している。

(5)結果の活用

自己点検・評価は、大学の教育研究活動と管理運営についての現状説明、点検・評価、問題点の整理と改善に向けた課題の分析がなされており、大学運営の改善に積極的に生かされている。

これまでの自己点検・評価又は大学機関別認証評価等を経て改善・向上の方策として認識された事項については、然るべき検討・構想案件として認識されている。

自己点検・評価の結果は、「11 の大学改革構想案」に反映させているほか、特に教育課程関係については、体育学部の 2003 カリキュラム、2005 カリキュラム、2008 カリキュラム、2009 カリキュラム、2013 カリキュラムそれぞれに活かされている。

また、平成 22(2010)年 9 月には、短期的改革・改善事項及び中期的改革・改善事項として整理分類され、それらを議論するにあたって、「大学・短期大学部の改革・改善について考えるフォーラム」が設置された。このフォーラムは、教職協働で運営され、「体育学部、短期大学部の在り方」「日体大スポーツの強化（競技力向上）」「研究活動の在り方」「学生生活の充実」の四つの分科会で構成された。

各フォーラムでは、本学の現状分析、他大学の動向把握に関して、客観的データに基づいた議論が展開された上で、取り組むべき具体的方策の提案が行われた。さらに、これら活動を通じて、情報の共有化が本学構成員の間で図られていくこととなり、新たな学部や附置機関、併設機構の設置、人事制度の改革に至るまで、大学改革に資する様々な取組みに生かされている。

さらに、然るべき意思決定の場面に関して、その計画立案、運営改善を導く先進的な研究と分析を行うことは、今日の大学運営には必須であり、外部環境

への対応と拡張過程の整理、高等教育機能の追加的増加、点検及び評価から導いた課題は大学の経営問題として扱い、その対応や処理を行うことは、組織マネジメントや成果測定基準を導くこと、すなわち、各種情報の可視化を通じた共通理解及び多角的分析に基づく「運営戦略・経営戦略」を構築することであるとの考えから、IRE室を設置した。IR活動を恒常化することは、将来構想を確実に実現していくにあたって必須であり、情報の収集や分析にのみ傾倒し、数値的变化や経年推移を確認するだけにとどめず、本学の実態を視覚化して共有することにより、未来の日体大を予測する実質的な手段や仕組みを速やかに構築して、意思決定に資する取組みを推進することとした。

13 情報の公表

本学は、平成22(2010)年6月16日付け文部科学省通達「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」を踏まえ、ホームページに情報公開コンテンツを設け、情報を公表している。また、「大学案内(NITTAIDAI)」や「大学広報誌(学報 NITTAIDAI)」

を継続的に刊行し、学生、教職員のみならず、保護者や卒業生、本学への進学を希望・検討している高校生等に対して積極的に情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開

(1)大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関することについては、ホームページ、「大学案内 NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/mission.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 建学の精神 ミッション ビジョン

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表

(2)教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成については、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。事務組織については、ホームページ、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し学内の周知を図るだけでなく、学外にも公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/organization.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 組織図

(3)教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ と

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することはホームページに掲載し、年度の始まり等に合わせた定期的な更新だけでなく、必要に応じた情報の更新を適宜行っている。教員の数については、ホームページと合わせて、「大学案内(NITTAIDAI)」にも掲載している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/shokuin.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教員に関するこ
と > 教職員データ

例：http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin_list/index.html

ホーム > 学部・大学院 > 教員一覧 > 専任教員

(4)入学者に関する受入方針及び入学者の数、收容定員及び在学する学生 の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学 及び就職等の状況に関するこ と

入学者に関する受入方針及び入学者の数については、ホームページ、入試案内に掲載して広く情報を公表している。また、收容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、ホームページに情報を掲載し、年度の始まり等に合わせて定期的に更新している。また、進学及び就職等の状況については、本学への進学を希望・検討している方々へ情報を開示するため、「大学案内(NITTAIDAI)」に掲載し、情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/exam/index.html>

ホーム > 入試情報

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-4>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学
生数、進路に関するこ
と

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/number_g.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、
学生数、進路に関するこ
と > 卒業者数、進学者数、就職者数

例：<https://www.nittai.ac.jp/career/support/employment.html>

ホーム > 就職・キャリア支援 > 主な就職先一覧

(5)授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ と

授業科目については、学則に明記しホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」

「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」にて周知を図るとともに、学外に対しても情報を公表している。授業の方法及び内容並びに年間の授業に関することについては、ホームページにポータルシステム「NSSU Passport」をリンクさせシラバスを掲載しており、学生・教職員のみならず学外者もゲストユーザーとして閲覧が出来る。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/rule.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > シラバス

(6)学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価については、「大学機関別認証評価報告書(平成27(2015)年度)の自己評価報告書」をホームページに掲載し、基準項目 2-6 で公表している。卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、ホームページにて公表している。

例

https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihe.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 >

評価、財務、経営、新設学部等設置に関する情報 > 評価報告 > 大学

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-6>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 学修成果の評価及び学位認定の基準に関すること

(7)校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」にて公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > キャンパス案内

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > 施設案内

(8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」並びに入試案内にて情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > 学費

(9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の本学における学習や生活、さらにはキャリアに関する支援を行っていくため、平成 24(2012)年 4 月 1 日に学生支援センターを設置した。また、学生生活の中で出会うさまざまな事柄、クラブ・サークル、学業、人間関係、進路などについて気軽に相談することができるよう学生相談室を設けており、これらがより機能的に対応できるよう、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて学生・教職員へ周知を図っている。

例：http://www.nittai.ac.jp/important/post_78.html

ホーム > 重要なお知らせ > 学生支援センターの設置について

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/counseling/index.html>

ホーム > 学生生活 > 相談室・カウンセリング

(10)その他

① 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学部・学科の教育理念、教育目標については、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて情報を公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-1>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教育研究上の目的に関すること

② 学則等各種規程

学則については、ホームページに掲載している。また、学生に関連する各種規程等を学生便覧「ライフガイダンスマップ」に掲載して公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/rule/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

③ 設置届出書、設置計画履行状況等報告書

申請及び届出に関連するものについては、ホームページにて情報を公開する。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/installation.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 新設学部等設置に関する情報

④ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果

自己点検・評価報告書、認証評価の結果については、ホームページにて公表している。

例

https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihe.html

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教員の資質の維持向上の方策（FD）について

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、FD委員会^{資料14}を設置しており、教育・研究活動、教授方法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図るため、大学院全体で組織的に取り組んでいく。

また、個々の教員の教育・研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。

さらに、IRE室がFD推進の業務を司り、教員の資質の維持向上に努めている。具体的には以下のとおりである。

- ①教育課程及び授業科目に関する研究会の開催
- ②シラバスの作成方法に関する研究会の開催
- ③教員相互による授業内容の調整を行なう会合の実施
- ④積極的な国内外の学会参加や学会誌への論文投稿
- ⑤共同研究体制を組織化し、研究書の出版など研究成果の公開
- ⑥学部生や院生を含めたワークショップ企画等、学部教育との連携

(2) 職員の資質の維持向上の方策（SD）について

本学では、大学の発展、有為な学生の育成支援、地域社会の活性化に寄与し続ける大学職員を目指すため、次のとおり研修を実施している。さらに、IRE室がSD推進の業務を司り、職員の資質の維持向上に努めている。

具体的には以下のとおりである。

- ①入職後の研修
事務職員としての心構え、大学の沿革や定員などの基本情報を学ぶ研修会を実施、事務職員としての基礎能力の形成を行っている。
- ②主任者研修
昇任・昇格候補者を対象に、前年度中に小論文・面接を実施し、主任としての資質向上を図っている。
- ③課長補佐及び事務長補佐ならびに課長及び事務長研修
新たに当該役職となった職員に対し、その役割・業務について研修するとともに、人事評価の知識を得ることを目的としている。
- ④業務別研修
学生支援センター、企画部において実施している。学生支援センターにおいては3部門の相互の業務内容を把握することを目的とし、また、各部門の職員が講師となることにより、職員の意識向上を図っている。
- ⑤その他の研修

- ・ 目的別研修

学内において「クレーム対応」「特別支援教育の実際について」「手話研修会」「ピアサポーター研修会」などの研修会を全職員対象に行い、実務において即時に役立つ知識を習得させている。

- ・ 進路ガイダンス事前研修

学外で開催される高等学校などの進路ガイダンスに全職員が担当としてあたることとし、その事前研修も職員としての知識の習得の場と位置づけている。

- ・ FD 講演会シンポジウムの参加

教員の能力開発を目的として実施している FD の一環として開催している講演会、シンポジウムなどへも職員を積極的に参加させている。

⑥教職員執行部の新たな SD 研修

- ・ 早朝の勉強会

大学執行部の教職員の勉強会として本学法人が主催する「獅子の会」の早朝の勉強会に参加している。この「獅子の会」の勉強会は、各種分野に視点を広げ、旬のテーマで講師を招き、経営上や管理上の共通の認識を持って運営に当たれるように企画されている。

勉強会は、平成 26 年度より継続して実施し、現在までに 13 回の講演会等を含め、平成 30 年 10 月 12 日に第 17 回を実施している。

- ・ 視察研修

大学執行部、管理職及び若手職員などの SD 研修として、平成 28(2016)年度より継続して、本学の多数の学生が派遣されている青年海外協力隊派遣前訓練修了式(駒ヶ根青年海外協力隊訓練所及び二本松青年海外協力隊訓練所)の視察研修を実施している。

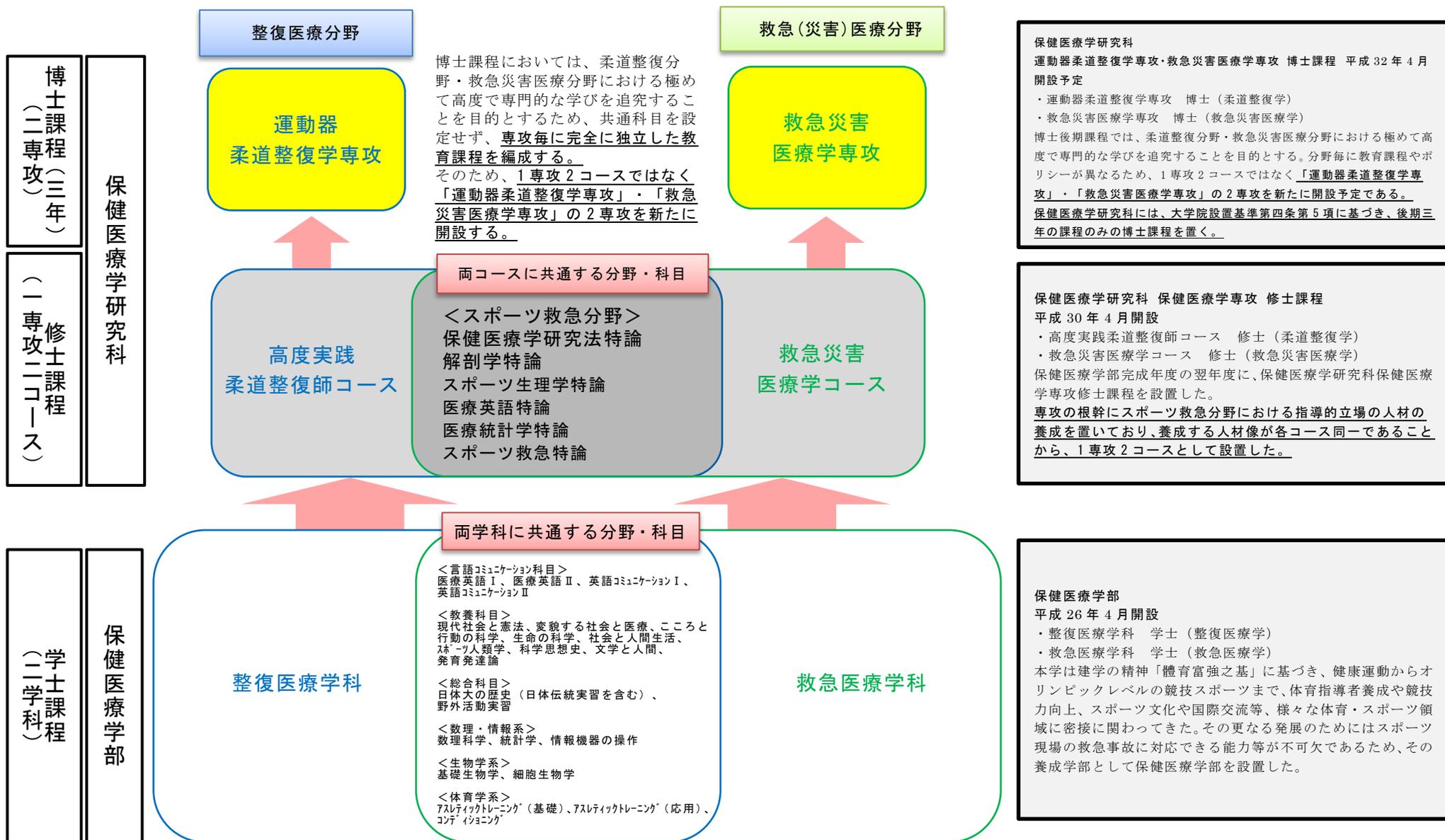
修了式に参列するとともに関係者と情報交換を行い、これらの研修などで得た知識の伝達講習を行うことにより、職員間による知識・情報の共有を図り、大学の教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を可能とする人材を育成している。

資料目次

- 【資料1】 保健医療学研究科博士課程のイメージ図
- 【資料2】 救急災害医療学専攻 教育課程及びカリキュラムマップ
- 【資料3】 学校法人日本体育大学教職員定年規程
- 【資料4】 日本体育大学招聘教員規程
- 【資料5】 日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則
- 【資料6】 研究指導のスケジュール
- 【資料7】 日本体育大学学位規程
- 【資料8】 博士学位論文審査の流れ
- 【資料9】 倫理審査委員会規程
- 【資料10】 日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程
- 【資料11】 「救急災害医療学専攻」履修モデル
- 【資料12】 横浜・健志台キャンパス 9号館 3階自習室の平面図
- 【資料13】 日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程
- 【資料14】 FD委員会規程

日本体育大学大学院 保健医療学研究科 博士課程のイメージ図

【資料1】

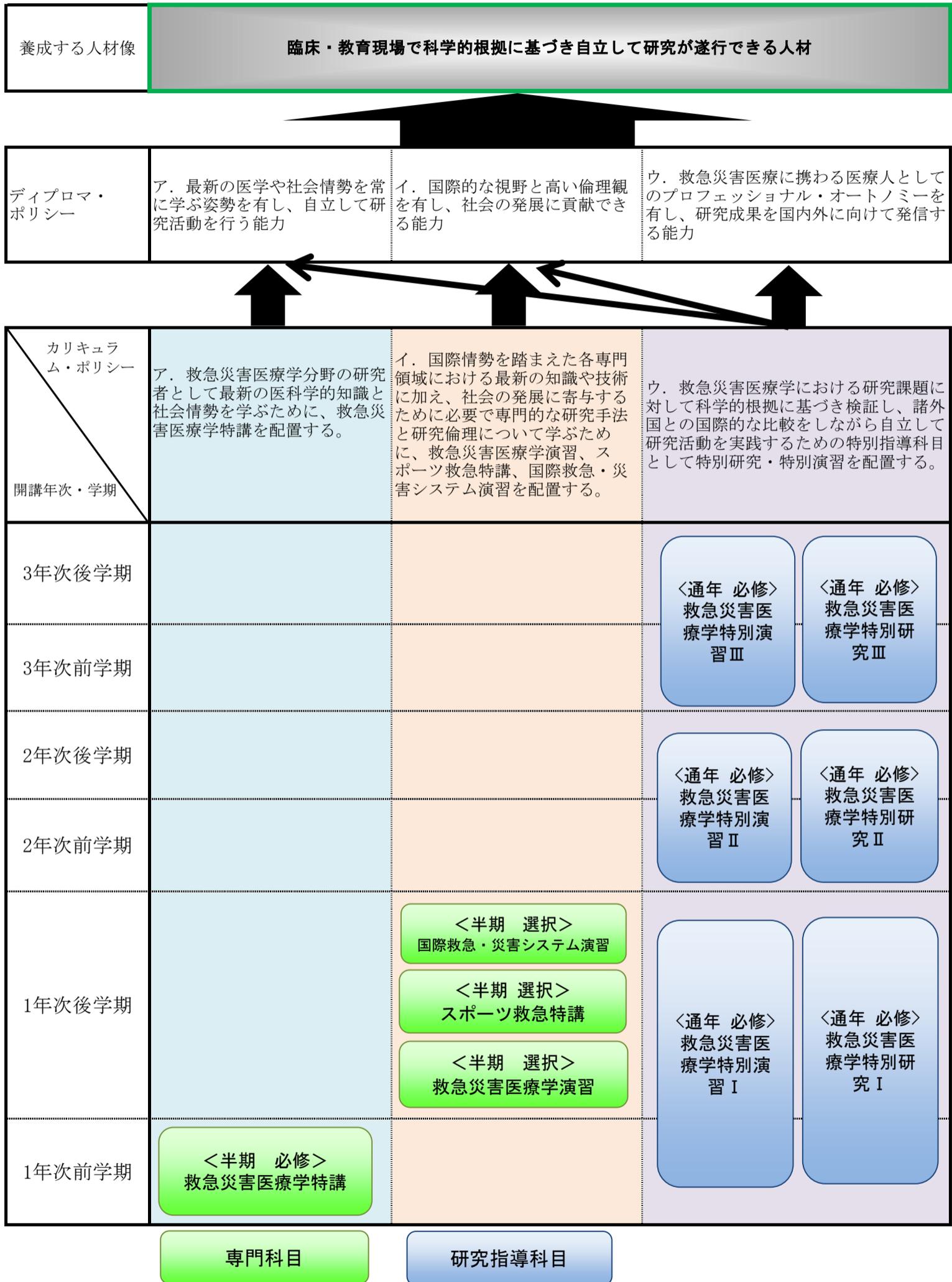


救急災害医療学専攻 教育課程

【資料2】

科目区分	授業科目	授業形式	授業年次	単位数		修了要件 単位数
				必修	選択	
専門科目	救急災害医療学特講	講義	1前	2		4
	救急災害医療学演習	演習	1後		2	
	スポーツ救急特講	講義	1後		2	
	国際救急・災害システム演習	演習	1後		2	
特別指導科目	救急災害医療学特別演習Ⅰ	ゼミ	1通	4		24
	救急災害医療学特別演習Ⅱ	ゼミ	2通	4		
	救急災害医療学特別演習Ⅲ	ゼミ	3通	4		
	救急災害医療学特別研究Ⅰ	博士論文	1通	4		
	救急災害医療学特別研究Ⅱ	博士論文	2通	4		
	救急災害医療学特別研究Ⅲ	博士論文	3通	4		

救急災害医療学専攻の開講科目と養成する人材像、 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連図



【修了要件】

専門科目から必修を含む4単位以上、特別指導科目から24単位以上を習得し、合計28単位以上を修得すること。かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

【資料3】

○学校法人日本体育大学教職員定年規程

昭和47年4月1日

理事会制定

最近改正 平成30年3月16日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学に本務として常時勤務する教職員(以下「教職員」という。)の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年年齢)

第2条 教職員の定年は、次のとおりとする。

区分	職別	定年	
教員	大学 一般教科の教員	満65歳	
	体育実技の教員	満65歳	
	高等学校 校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
	中学校 校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
高等支援学 校	校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
幼稚園	園長	満65歳	
	上記以外の教員	満65歳	
専門学校	校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
職員	法人事務局 一般事務職員	満65歳	
	大学 一般事務職員	満65歳	
	高等学校 一般事務職員、技術職員	満65歳	
	中学校 一般事務職員、技術職員	満65歳	
	高等支援学 校	一般事務職員、専任寄宿舎指導員、技術職員	満65歳
	幼稚園 一般事務職員	満65歳	
	専門学校 一般事務職員	満65歳	

(定年退職の日)

第3条 教職員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職するものとする。

(定年退職者の再任用)

第4条 日本体育大学において、教員の定年退職者が引続き勤務することを希望する場合は、別に定める規程により特別任用教授として採用することができる。

2 法人事務局・日本体育大学において、理事長が事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して、嘱託又は臨時職員として採用することができる。

3 高等学校・中学校及び高等支援学校において、定年退職後、理事長が必要と認め、本人が希望する者については、1年間、非常勤講師又は臨時職員として採用することができる。

4 幼稚園及び専門学校において、理事長が教育上又は事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して嘱託又は臨時職員として採用することができる。

(実施細則)

第5条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 新たに適用される学校等の教職員のうち、この規程の改正施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和61年3月31日をもって退職するものとする。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 新たに適用される学校の教職員のうち、この規程の施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日をもって退職するものとする。

3 この規程施行日以前に採用され、施行日以後も引続き勤務することになる専門学校の校長及び教員には、第2条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成2年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

2 この規程の施行日の前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員については、改正後の規程第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

2 平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員のうちの次の者については、第2条の規定にかかわらず、定年年齢は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 昭和15年4月1日以前に生まれた者 70歳

(2) 昭和15年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者 69歳

(3) 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者 68歳

(4) 昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 67歳

(5) 昭和24年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 66歳

3 前項にかかわらず、平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員のうち、平成11年4月1日以降に採用された者で、施行日現在55歳以上の者の定年年齢は70歳とする。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【資料4】

○日本体育大学招聘教員規程(旧：日本体育大学招聘教授規程)

平成24年10月19日

理事会制定

最近改正 平成29年2月17日

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(日本体育大学大学院を合わせ、以下「大学等」という。)の招聘教員について必要な事項を定めることにより、大学等の教育・研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 招聘教授 この規程に基づいて採用され、大学等の教授に就任する者をいう。
- (2) 特別招聘教授 招聘教授のうち、第5条により任命される者をいう。
- (3) 招聘准教授 この規程に基づいて採用され、日本体育大学の保健医療学部准教授に就任する者をいう。
- (4) 招聘教員 前3号に掲げる者を総称していう。

(招聘教員の資格等)

第3条 招聘教員は、大学等において、講義、研究指導、実技指導及び論文審査等を行う。

2 招聘教授は、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する者、学術研究又は実技指導の分野で極めて優れた実績を有する者であるとともに、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 日本体育大学の建学の精神を理解し、これに賛同する者であること
- (2) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること
- (3) 採用時点において、年齢が満65歳以上70歳未満であること

3 招聘准教授は、大学設置基準第15条に定められた資格を有する者であるとともに、前項各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

(招聘教員の採用)

第4条 学長は、招聘教授又は招聘准教授について、採用候補者を選定し、理事長に推薦する。

2 理事長は、前項による採用候補者について、招聘教授又は招聘准教授として採用することの可否を決定し、学長に通知する。

(特別招聘教授)

第5条 学長は、招聘教授である者について、次のアからキまでの要件のうち3項目以上を満たし、かつその学術業績及び教育研究上の指導能力が極めて優れていると認められるときは、特別招聘教授の候補者として理事長に推薦し、理事長は、適切であると認めるときは、当該候補者を特別招聘教授として任命する。

ア 博士の学位(外国における同等の学位を含む。)を有する者

イ 国内又は外国の大学もしくは短期大学において、教授として10年以上の教育指導経験を有すること

ウ 国内又は外国の大学院博士課程において、教育指導担当教員として、3年以上の経験を有すること

エ 国内又は外国において、2冊以上の学術著書(単著)を公刊していること

オ 直近の10年間に、国内又は外国の大学において、質の高い学術誌又は著書に10編以上の論文を掲載し、うち5編以上が筆頭論文であること

カ 国際的な学会や競技団体の役員を経験していること

キ 全国レベルの公的な審議会の委員又は学会の会長・理事長を経験していること

(雇用期間)

第6条 招聘教員の雇用期間は2年以内とし、学長の意見を聴いて理事長が定める。

2 雇用期間は更新しない。ただし、特別招聘教授について、学長の意見を聴いて理事長が必要と認めるときは、さらに2年を限度に雇用期間を更新することができ、以後も同様とする。

3 前2項による雇用期間は、満70歳に達した日の属する年度末を越えることができない。

4 第1項及び第2項の雇用期間の途中であっても、事故もしくは傷病等により死亡し、又は職務に堪えられないと認められるときは、理事長は、学長の意見を聴いて雇用契約を終了させることができる。

(雇用期間の特例)

第7条 前条第1項から第3項までにかかわらず、大学等において新たに設置する学部・学科もしくは教職課程認定等又は研究科・専攻に合わせて採用する招聘教員の任期は、次のとおりとする。

(1) 学部・学科又は教職課程認定等の新設に伴う招聘教員 設置の日から4年が満了する日

(2) 研究科・専攻の新設に伴う招聘教員 設置の日から、博士前期課程は2年が、博士後期課程は3年が、前期・後期を同時に設置する場合は5年が、それぞれ満了する日

(人数)

第8条 招聘教員の人数は10人以内とする。ただし、前条により採用する者は含まない。

(給与)

第9条 招聘教員の給与は年俸制とし、年俸額は、別表のとおりとする。

2 年俸の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「年度」という。)とする。

3 年俸は、その12分の1を月額とし、毎月20日に支給する。

4 年度の途中において、招聘教員に就任し、もしくは退任した場合には、年俸額を日割により計算し、就任のときは就任の日から支給し、退任のときは退任の日まで支給する。

(手当)

第10条 招聘教員には、通勤手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(退職手当)

第11条 招聘教員には、退職手当を支給しない。

(服務)

第12条 招聘教員の服務は、専任教員に準ずる。

(細則)

第13条 この規程の施行について必要な細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(現行規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「学校法人日本体育大学招聘教授規程(平成3年5月8日理事会制定)」は、廃止する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保健医療学部の招聘教員のうち、平成26年度又は平成27年度に就任する者については、第6条第1項の雇用期間を「平成30年3月末日まで」と読み替える。

(見直し条項)

3 この規程が定める招聘准教授に係る取扱いについては、平成29年度中を目途に見直すこととする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 日本体育大学大学院教育学研究科の招聘教員として、平成28年度以降に日本体育大学に採用する者の雇用期間は、改正後の第6条第1項から第3項までにかかわらず、「平成34年3月末日まで」と読み替える。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)(第9条第1項関係)

招聘教員の年俸額

区分	年俸額
特別招聘教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、理事長が定める。
招聘教授	7,200,000円
招聘准教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、7,200,000円を超えない範囲で、理事長が定める。

【資料5】

○日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則

平成24年5月11日

理事会制定

最近改正 平成28年12月21日

(目的)

第1条 この特則は、日本体育大学(以下「本大学」という。)に学部・学科を新設する場合及び日本体育大学大学院(以下「本大学院」という。))に研究科・専攻を新設する場合において、安定的かつ円滑な実施を図るため、定年に達する教員の再雇用について、日本体育大学特別任用教授規程の特例を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この特則において使用する用語の定義(種別)は、他の条項に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「新学部等」とは、本大学に新たに設置する学部又は学科をいう。
 - (2) 「新研究科等」とは、本大学院に新たに設置する研究科(博士前期課程もしくは博士後期課程)又は専攻をいう。
 - (3) 「新学部等特任教員」とは、新学部等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。
 - (4) 「新研究科等特任教員」とは、新研究科等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。
- 2 この特則は、新学部等又は新研究科等の設置の都度、適用を開始し、次の期間を経過した時点で適用を停止する。

ア 新学部等は、設置の日から4年が満了する日

イ 新研究科等は、設置の日から、博士前期課程は2年が、博士後期課程は3年が、それぞれ満了する日

(再雇用の対象者)

第3条 この特則に基づき再雇用される者は、学長が必要と認めた者であって、心身ともに健康で職務を遂行する意欲があり、かつ職務の区分に応じ、次の各号に定める条件を満たす者とする。

(1) 新学部等特任教員

対象者は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校法人日本体育大学教職員定年規程に定める定年退職日(以下「定年退職日」とい

う。)に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

イ 新学部等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

(2) 新研究科等専任教員

対象者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 定年退職日に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

イ 新研究科等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

ウ 新学部等専任教員の任期を満了した者であって、当該新学部等に係る新研究科等の設置に伴い、引き続き新研究科等の専任教員に就任する者

2 前項にかかわらず、定年退職日の前3年以内(本大学在職期間)に、減給以上の懲戒処分を受けた者は、再雇用の対象者になることができない。

(再雇用の契約)

第4条 学長は、前条に基づく再雇用対象者について、本人の同意を得たうえで再雇用を理事長に推薦し、理事長は、当該教員を新学部等専任教員又は新研究科等専任教員に再雇用する。再雇用するときは、再雇用契約書を締結する。

(給与等)

第5条 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員の給与は、給料及び通勤手当とし、給料は理事長が別途定める。

2 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員には、期末手当及び退職金を支給しない。その他の手当の支給については、理事長が別途定める。

(再雇用の期間)

第6条 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員の雇用期間は、職務の区分に応じ、次のとおりとする。なお、いずれの雇用期間も更新せず、区分の異なる職に就くときは、第3条及び第4条によらなければならない。

区分	採用日	終了日
ア 新学部等専任教員	第3条第1項第1号の就任日	設置から4年が満了する日
イ 新研究科等専任教員 (ア) 博士前期課程 (イ) 博士後期課程	第3条第1項第2号の就任日	設置から、(ア)は2年が、(イ)は3年が、それぞれ満了する日

- 2 新学部等特任教員又は新研究科等特任教員について、私傷病もしくは心身の故障等により長期療養を要するとき又は職務遂行の適格性を欠くと認められる事由が生じたときは、前項の雇用期間の途中であっても、学長の具申に基づき、理事長は、当該教員を解職することができる。

(改廃)

第7条 この特則の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

この特則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この特則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この特則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第6条第1項にかかわらず、本大学院教育学研究科に係る新研究科等特任教員の任期は、平成34年3月31日までとする。

研究指導のスケジュール(博士課程)

博士課程

学年	事 項	委員会等
1 年次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教員の決定 ・ 論文題目・研究計画の提出 ・ 論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導 	博士委員会
2 年次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査読付き論文の作成と討議 ・ 全国学会での討議 ・ 中間発表会 ・ 修正論文題目・研究計画提出 	
3 年次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査読付き論文の作成と討議 ・ 全国学会での討議 ・ 博士論文の提出 ・ 最終発表会 ・ 最終審査（論文審査・口述試験） ・ 修了認定・ 	審査委員会 博士委員会 研究科委員会

○日本体育大学学位規程

昭和50年7月18日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに日本体育大学学則(以下「大学学則」という。)第27条第2項及び日本体育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定により日本体育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とし、専攻分野の名称は次のとおりとする。

一 学士の学位

体育学部 体育学

スポーツ文化学部 体育学

スポーツマネジメント学部 体育学

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学

保健医療学部

整復医療学科 整復医療学

救急医療学科 救急医療学

二 修士の学位

体育科学研究科(前期)課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

教育学研究科(前期)課程 教育学

保健医療学研究科修士課程

高度実践柔道整復師コース 柔道整復学

救急災害医療学コース 救急災害医療学

三 博士の学位

体育科学研究科(後期)課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

教育学研究科(後期)課程 教育学

保健医療学研究科(後期)課程

運動器柔道整復学専攻 柔道整復学

緊急生体侵襲制御学専攻 救急災害医療学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第26条及び第27条の規定により、卒業の認定を受けた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則第29条の規定により、大学院研究科博士前期課程(修士課程)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則第30条の規定により、大学院研究科博士後期課程(博士課程)を修了した者に授与する。

2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、大学院学則第36条第2項の規定により、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文(修士、博士とも1篇4通)を添えて学長に提出するものとする。

2 論文審査のために必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

3 学位の授与を申請する者は、所定の論文審査手数料(別表1)を納付しなければならない。

4 提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

5 第1項に規定する学位申請書の様式及び論文の提出期日等については、別に定める。

(審査機関等)

第7条 修士及び博士の学位に係わる審査は、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において行うものとする。

2 学長は、第6条第1項の規定により論文の提出があったときは、研究科長に論文の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

(論文審査員の委嘱)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、第4条の規定による者については3名以上、第5条の規定による者については3名以上の論文審査員を委嘱する。

2 研究科長は、前項の論文審査員のうち1名を主査として委嘱する。

(論文審査期間)

第9条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる論文審査期間は3カ月以内とし、第5条第2項の規定に係わる論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる最終試験は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項の規定に係わる最終試験及び学力の確認は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目及び外国語科目(1外国語科目以上)について、口答又は筆答により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず論文審査員主査が申請者の経歴及び当該論文以外の業績を審査して、前項試験の一部又は全部を行う必要がないと認めるときは、博士後期課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試験に代えることができるものとする。

(論文審査等の結果報告)

第11条 論文審査が終了したとき、論文審査員主査は、第4条又は第5条第1項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績、第5条第2項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績のほかに学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の認定について議決する。

2 博士委員会は、前条の報告に基づき、博士の学位授与の認定について議決する。

3 第1項の議決を行うには、研究科委員会委員(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の賛成がなければならない。

4 第2項の議決を行うには、博士委員会(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の審議の結果報告)

第13条 研究科長は、前条により学位を授与できる者を認定したときは、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき課程修了の可否を裁定し、修士及び博士の学位の授与を決定する。

2 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、「日本体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学より学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは学長は学位の種類により、教授会、研究科委員会及び博士委員会のいずれかの議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表することができる。

2 前項の議決を行う場合は、第12条の規定を準用する。この場合において同条中第1項「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあつては「教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

2 公印印影は、公印取扱規程により印刷をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼児教育保育料の学位は、平成18年4月1日以降の入学生から適用し、平成17年度以前の保育科入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年8月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

<別表1>

学術論文の種類	審査手数料	
修士の論文	20,000円	
課程博士の論文	100,000円(注1)	
論文博士の論文	予備審査手数料	10,000円
	本審査手数料	300,000円(注2)

注1 本学の博士課程単位取得満期退学者(退学後3年以内) 120,000円

注2—1

ア 本学以外の大学卒業者 300,000円

イ 本学以外の修士学位取得者 200,000円

2

ア 本学卒業者 200,000円

イ 本学の修士学位取得者 150,000円

3 本学教職員 100,000円

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第18条関係)

				大学印
				第 号
		学 位 記		
			氏 名	
			年 月 日生	
				大 学 印 (印影の印刷)
本学〇〇学部〇〇学科(専攻)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する				
		平成 年 月 日		
		日本体育大学長 氏 名		印
				(印影の印刷)

(注) 学位記は、用紙A4サイズ横書きとする。

2 大学院の課程を修了した場合(第4条、第5条第1項及び第18条関係)

		大学印	
		第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前(後)期課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	印 之 大 の 刷 名	印 学	
日本体育大学大学院〇〇研究科 研究科長 氏		印	
		(印影の印刷)	
上記研究科長の認定により博士前(後)期課程修了を認め 修(博)士(〇〇)の学位を授与する		印	
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)	

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

3 論文提出による場合(第5条第2項及び第18条関係)

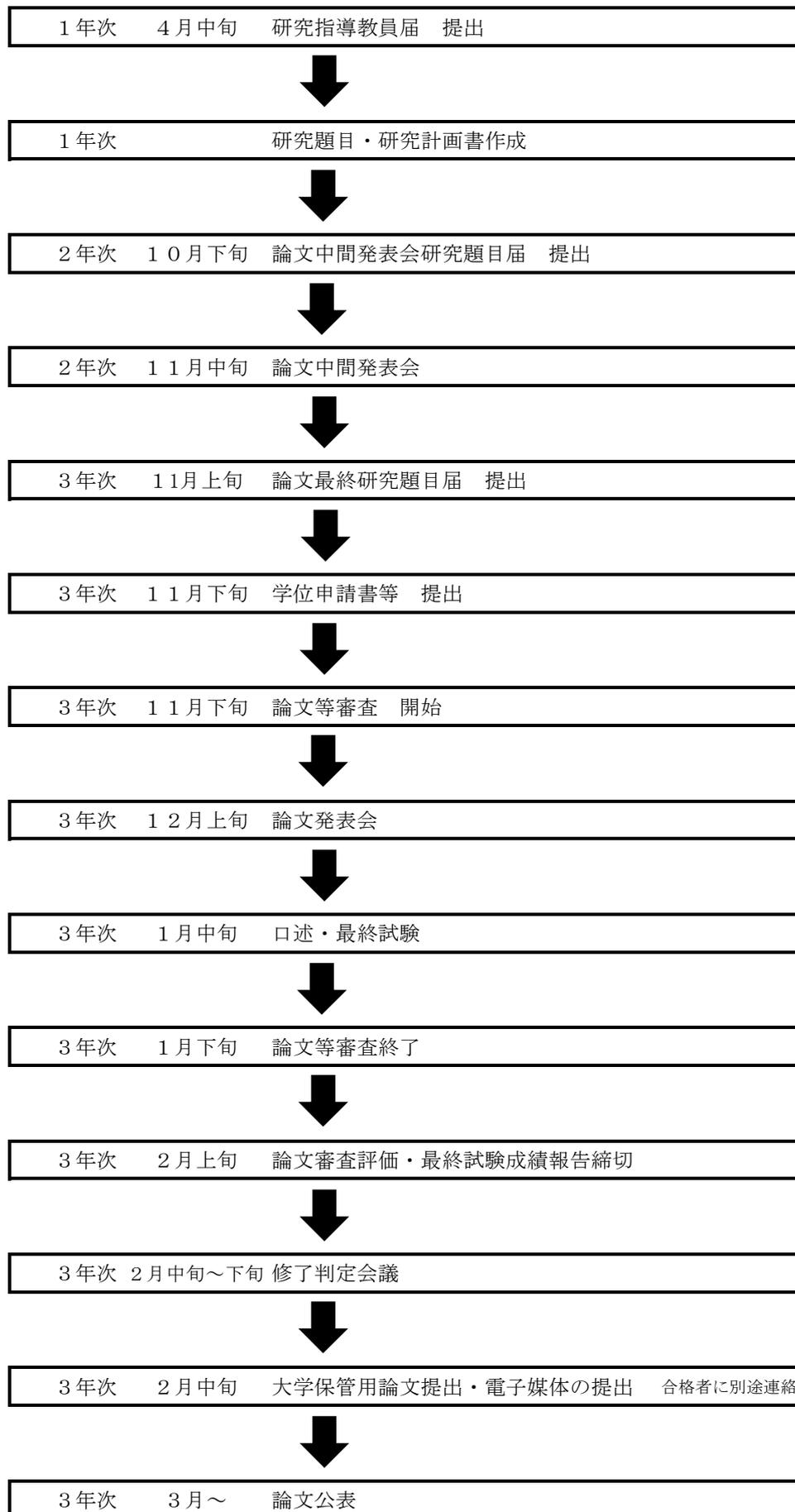
		大学印
		第 号
学 位 記		
		氏 名
		年 月 日生
本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格し 認める	之 大 印影の印刷 名 印 学	かつ 所定の学力を有するものと
日本体育大学大学院○○研究科 研究科長 氏		印 (印影の印刷)
上記研究科長の認定により博士(○○)の学位を授与する		
平成 年 月 日		印
日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第19条関係)

【資料8】

◆博士学位論文（課程博士）審査の流れ



【資料9】

○倫理審査委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

最近改正 平成30年3月15日

第1条 委員会規程第2条に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とした研究等の実施計画に基づく倫理上の審査に関する事項
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (3) 遺伝子組換え実験等の計画の審査、研究の変更及び中止等に関する事項
- (4) 人体機能測定装置等の使用統制及び安全に関する事項
- (5) 毒物及び劇物等の取扱に関する事項
- (6) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (7) 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱、処理に関する事項
- (8) 微生物の取扱に関する事項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規制される特定病原体等は取扱わないものとする。ただし、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- (9) 緊急事態に対応する措置に関する事項

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 研究科長
- (3) 総合スポーツ科学研究センター長
- (4) 体育研究所長
- (5) オリンピックススポーツ文化研究所長
- (6) スポーツ危機管理研究所長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、総合スポーツ科学研究センター事務室及び管理部施設課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医用・実験廃棄物取扱内規(平成9年10月13日学長裁定)第4条による医用・実験廃棄物管理委員会は廃止する。
- 3 人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 4 動物実験委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 5 人体機能測定装置等管理規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

平成19年9月21日

学長裁定

最近改正 平成27年1月28日

(目的)

第1条 この規程は日本体育大学(以下「本学」という。)において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「部局長」とは、学部、大学院研究科、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、スポーツ・トレーニングセンターの長をいう。
- (2) 「所属長」とは、学科長、大学院研究科学系主任をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、ヒト対象の研究等を計画し、及び実施する者をいう。
- (4) 「実施責任者」とは、研究実施者のうち、実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (5) 「提供者」とは、研究のため個人の情報等を提供する者をいう。

(研究の基本)

第3条 人を対象とした実験等を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

- 2 研究実施者が、個人の情報等の収集又は採取を行う場合は、安心及び安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究実施者の説明責任)

第4条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、研究実施者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法及び研究計画等について、「説明書」(様式1)を作成し、わかりやすく説明しなければならない。

- 2 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(提供者の同意)

第5条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、原則として、予め提供者の同意を得るものとする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究実施者は、提供者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究実施者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、提供者に代わり同意をすることができる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、「同意書」(様式2)により行うものとし、研究実施者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、適切な期間保管しなければならない。

6 研究実施者は、提供者が同意を撤回したときは、当該個人の情報等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究実施者が第三者に委託して、個人の情報等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究実施者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第7条 研究実施者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報等の提供を求めるときは、原則として予め同意を得るものとする。

2 研究実施者は、個人の情報等の提供の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(学長の責務)

第8条 学長は、本学における人を対象とした実験等の適正な実施に関する業務を統括する。

(部局の長の責務)

第9条 人を対象とした実験等を実施しようとする部局の長は、国の指針及び本規程に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

(審査申請書の申請)

第10条 実施責任者は、ヒトを対象とする実験等を実施する場合は、「ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請・計画書」(様式3)により、また承認を受けた研究計画を変更する場合は、「ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書」(様式4)により、実施

責任者が所属する部局の長を経由して、学長に申請する。

- 2 学長は、ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請書及びヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書(以下「申請書等」という。)を受理したときは、速やかに倫理審査委員会(以下「委員会」という。)にその審査を付託する。

(審査の基準)

第11条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令及び所轄庁の指針等によるものとする。

- 2 ゲノム研究を審査するときは、日本体育大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則によるものとする。

(審査方法)

第12条 委員会が第10条に定める審査の付託を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、必要あるときは実施責任者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会は、審査の経過を勘案して、実施責任者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。
- 4 申請された申請書等の審査結果は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査の結果)

第13条 委員会は、審査結果及びその内容を学長に報告する。

- 2 学長は、委員会から報告を受け、研究実施の可否を決定した場合は、審査の結果を、「審査結果通知書」(様式5)により、部局の長を経由して速やかに実施責任者に通知する。
- 3 審査の審査結果通知書には、その理由を付記する。
- 4 審査の経過及び結果は、文書で記録し、及び保存し、委員会が必要と認めたときは、公表することができる。

(研究計画等の変更)

第14条 実施責任者が、第12条第4項第1号及び第2号の判定を受けた申請書等において、第

11条に定める審査基準に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の委員会の承認の方法については、第12条から第13条までの規定を準用する。

(再審査)

第15条 審査の判定に異議のある実施責任者は、異議の根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については、第10条の規定を準用する。

(実施状況報告)

第16条 実施責任者はヒトを対象とする実験等が終了又は中止になったときは、速やかに「ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 単年度を超える研究の場合は、年度ごとに報告することとする。

(自己点検・評価及び検証)

第17条 学長は、委員会に基本方針等への適合性に係る自己点検及び評価を実施させるものとする。

2 委員会は、ヒトを対象とする実験等の実施に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、実施責任者に自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、本学以外のものによる検証をうけるように努めるものとする。

(情報公開)

第18条 学長は、本学におけるヒトを対象とする実験等の実施に関する情報を、適切な方法により公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その期間内において公表しないものとすることができる。

(事務)

第19条 ヒトを対象とする実験等に関する事務は、企画部庶務課において処理する。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式1

説 明 書（作成例）

本研究にご協力いただき、ありがとうございました。
研究について下記の説明事項をご一読の上、同意書に署名をお願いいたします。

1 研究計画の概要

- 1) 研究の目的の方法、意義
(実施する研究の目的と方法、意義を記入します。)
- 2) 収集するデータの種類の、収集方法など
(実施する収集データの種類の、収集方法などを記入します。)

2 個人情報保護

- 1) 本研究では個々の人間のデータが必要であるため、個人情報の収集を行います。
- 2) 収集データの氏名を符号化して、データ全体の匿名化します。
- 3) 氏名とデータの符号との対象表は_____研究室において厳重に保管します。

3 侵襲及び安全管理

本研究におけるデータ収集に当たり、対象者に特記すべき身体的及び精神的負担もしくは苦痛を与えることは原則として予見されませんが、研究参加中に対象者が何らかの負担もしくは苦痛を自覚した場合は、申し出により速やかに対応します。

4 インフォームドコンセント

研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けません。また参加に同意した後でも、いつでも文書による同意を撤回することができ、撤回により不利益な対応を受けることはありません。

本人から請求があれば、当該データを開示します。

5 説明者及び日付等

説明者の氏名：

説明を行った日時：

説明を行った場所：

問合せの連絡先：日本体育大学 研究室

〒

電話

E-mail

説明書の作成方法について

ヒトを対象とする実験等を行う研究者は、個人の情報、データを収集・採取するにあたり、提供者に対して、その研究計画等に関して次の事項を分かりやすく、明瞭に説明するものとする。ただし、説明事項については、実施する研究の内容に応じて、適宜追加・修正もしくは該当しない項目については省略することができるものとする。なお、説明に関しては、予め文書を作成し、提示するのが望ましい。

1 研究計画の概要に関する事項

- 1) 研究の目的の方法、意義
(実施する研究の目的と方法、意義を専門分野以外の人にも分かりやすく記入)
- 2) 収集するデータの種類、収集方法など
(収集する情報・データの種類、量及び収集方法などを記入)

2 個人情報保護の方法に関する事項

- 1) 個人情報の収集が、研究目的、研究計画に照らして必要であること
- 2) 匿名化の方法、あるいは匿名化しない場合(連結可能匿名化の場合も含む)にはその理由についてわかりやすく記述すること
- 3) データの保管・管理について適切になされること

3 侵襲及び安全管理に関する事項

収集・採取にあたっては、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担あるいは苦痛を伴うことが予見される場合、その状況についてわかりやすく記述すること

4 インフォームドコンセントに関する事項

- 1) 実施計画への参加は任意であること
- 2) 実施計画への参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
- 3) 実施計画への参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回できること
- 4) 本人から請求があれば、当該データを開示すること
- 5) 同意を撤回しても、そのことにより何ら不利益を蒙らないこと
- 6) 同意を撤回した場合、提供されたデータ等は廃棄されること
- 7) 収集したデータ等は、本人の同意を得ることなく他者に渡さないこと
- 8) 研究成果の発表の方法の方法について、学会発表、論文発表の予定
- 9) 実施計画参加に対して謝礼を支払うこと(又は支払わないこと)

5 その他

- 1) 説明者の氏名、説明を行った日時・場所等
- 2) 問い合わせ、苦情などに対応するための連絡先

様式2

同意書（作成例）

日本体育大学 研究室
殿

私は、(研究課題を記入します) の研究・実験
の実施について、説明者 より 年 月 日 (場所)において、説明
書を用いて説明を受け、研究計画の目的、意義、方法、個人情報保護の方法、安全管理へ
の配慮などについて十分理解しましたので、計画に参加し、求められた私個人にかかわる
情報、データ等を提供することに同意します。

説明を受けて理解した項目(□の中にレ点を付けて下さい。)

- 1 研究計画の概要
 - 研究の目的と意義
 - 提供する情報、データ等
- 2 個人情報保護
 - 個人情報の収集が研究目的、計画に照らして必要であること
 - 収集したデータの匿名化
 - データの保管・管理
- 3 侵襲及び安全管理
 - 予想される負担、苦痛とその対応
- 4 インフォームドコンセント
 - 研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
 - 研究計画の参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回でき、同意を撤回しても不利益な対応を受けないこと
 - 本人からの請求があれば当該データを開示すること

年 月 日

氏名(自署)

連絡先

代諾者(自署)代諾者の可能性がない場合はこの欄設けない

連絡先

データ提供者との関係 //

代諾者となる理由 //

様式3

部 長 印		所属長 氏名印	㊟
-------------	--	------------	---

※ 計画書を作成する際の注意事項を、赤字又は青字で記載してあります。赤字のものは作成時に削除し、印刷しないようにして下さい。青字ものは、削除しなくて結構です。

日本体育大学 ヒトを対象とした実験等倫理審査申請・研究計画書

平成 年 月 日作成

1 研究計画名	
2 研究の実施形態	<input type="checkbox"/> ①日本体育大学内の研究者で研究を実施 <input type="checkbox"/> ②日本体育大学外の機関と共同で研究を実施 (中心となる機関:) <input type="checkbox"/> ③その他()
3 研究機関名・研究実施場所	記入例: 日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系
4 研究実施責任者	所属: 日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系 職名: 氏名: TEL: (内線:) E-mail:
5 その他の研究者	所属: 職名: 氏名: 所属: 職名: 氏名:
6 共同研究機関	(1) 共同研究機関の有無 <input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし(→(2)への記載は不要)
	(2) 共同研究機関の概要 機関名: 〇〇大学〇〇学部〇〇学科、〇〇株式会社等 共同研究機関の研究代表者: 所属・職名・氏名 共同研究機関の役割: ※共同研究機関が複数の場合は、それぞれについて記載する。
7 被験者	(1) 被験者数(予定) 名 ※日本体育大学外の機関と共同で研究を実施する場合は、研究全体での被験者数と、日本体育大学での被験者数を記載する。
	(2) 被験者の選定方針 ※被験者の選定基準と選定方法を、具体的に記入する。 記入例: 〇〇に所属する学生のうち、健康な20歳以上の男性を対象とする。被験者の募集は、学内掲示板への被験者募集の掲示により行い、応募者に研究の説明をして、研究参加の同意が得られた者を被験者とする。
	(3) 被験者の自由意思を尊重するための配慮(該当するものすべてにチェック) <input type="checkbox"/> ①学生を対象とする場合、研究への参加について、上下関係による強制力が働かないように十分に留意する。 <input type="checkbox"/> ②学生を対象とする場合、研究への参加の有無が学業成績又は単位の認定に影響を与えないことを、説明文書に明記する。 <input type="checkbox"/> ③研究に関する説明を行った当日に「研究への参加についての同意書(様式5)」を提出させることを避け、被験者が研究への参加について十分考えられるように時間を設ける。 <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に:) ※被験者の自由意思尊重のため、①、②、③すべてに配慮することが望ましい。
	(4) 被験者に未成年者、又は判断能力の不十分な成年等が含まれるか <input type="checkbox"/> ①含まれる(→保護者等の代諾者の同意が必要であり、15への記載が必要) <input type="checkbox"/> ②含まれない(→15への記載は不要)
8 研究の意義・目的	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。

9 研究方法	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。	
10 研究期間(最大5年)	開始： <input type="checkbox"/> ①承認日より <input type="checkbox"/> ②平成 年 月 日より 終了： 平成 年 月 日まで	
11 研究参加に伴う利益及び不利益	(1) 研究参加により被験者にもたらされる利益	<input type="checkbox"/> ①被験者に直接的な利益は期待できない。 <input type="checkbox"/> ②被験者に直接的な利益が期待できる。 (具体的に:)
	(2) 研究参加により被験者に起こりうる危険、研究に伴う不快な状態、その他の不利益	<input type="checkbox"/> ①健康被害等の危険や、痛み等の不快な状態、その他被験者に不利益となることは、生じ得ない。 <input type="checkbox"/> ②健康被害等の危険が生じる可能性はないが、痛み等の不快な状態やその他被験者に不利益となることは生じ得る。 (具体的に:) <input type="checkbox"/> ③健康被害等の危険が生じ得る。 (具体的に:)
12 研究終了後の対応 (該当するものすべてにチェック) (1) 個人情報保護の方法	<input type="checkbox"/> ①研究成果は、被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌等で公表する。 <input type="checkbox"/> ②被験者のデータは、紙データについてはシュレッダー等を用いて廃棄し、電子データについてはデータを完全に消去する。 <input type="checkbox"/> ③被験者のデータは、個人情報を厳重に管理した上で保存する。 <input type="checkbox"/> ④被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、廃棄する。 <input type="checkbox"/> ⑤被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、保存する。(保存する理由:) <input type="checkbox"/> ⑥その他(具体的に:)	
13 研究に係る個人情報の保護 注：本研究計画書末尾の解説を参照すること。	(1) 個人情報保護の方法	※被験者の個人情報を保護するため、匿名化を行うことが望ましい。 <input type="checkbox"/> ①匿名化を行わないが、個人情報は厳重に管理する。 (→(2)、(3)への記載は不要) (被験者のデータや個人情報が記された資料は、鍵をかけて厳重に保管する。また、被験者のデータをコンピュータに入力する場合は、他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、フロッピーディスクなどの外部記憶媒体に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。) <input type="checkbox"/> ②「連結可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (被験者のデータや検体から氏名等の個人情報を削り、代わりに新しく符号をつけて匿名化を行う。被験者とこの符号とを結びつける対応表は、外部に漏れないように厳重に保管する。) <input type="checkbox"/> ③「連結不可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (→(2)への記載は不要) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に:)
	(2) 連結可能匿名化を行う場合((1)=②)、対応表の管理方法	<input type="checkbox"/> ①他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、外部記憶媒体(フロッピーディスクなど)に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。 <input type="checkbox"/> ②筆記による原簿として、鍵をかけて厳重に保管する。 <input type="checkbox"/> ③その他(具体的に:)
	(3) 匿名化を行う場合((1)=②又は③)、個人情報管理者)	所属：研究科・系統 職名： 氏名： ※個人情報管理者とは、個人情報を管理し、匿名化を行う責任者をいう。連結可能匿名化を行う場合は、原則として研究チーム(研究実施責任者及び研究者)以外の者をあてる。連結不可能匿名化を行う場合は、研究チームの者でも可。

<p>14 インフォームド・コンセント (説明に基づく同意)の手続き</p>	<p><input type="checkbox"/>①被験者から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→15、17への記載は不要)</p> <p><input type="checkbox"/>②代諾者等から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→16に必ず記載すること)</p> <p><input type="checkbox"/>③インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う。(→18に必ず記載すること)</p> <p><input type="checkbox"/>④その他(具体的に:)</p> <p>※原則的には、被験者から文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。</p> <p>※被験者が未成年者の場合は、代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得る必要がある。さらに、16歳以上の未成年者の場合、代諾者と共に、被験者本人からもインフォームド・コンセントを得る必要がある。</p>
<p>15 代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得て研究を行う(14=②の場合)</p> <p>注: 代諾者からインフォームド・コンセントを得る必要がない(15=②でない)場合は、本欄への記載は不要。</p>	<p>[本研究の重要性]</p> <p>[被験者の参加が研究を実施するに当たり必要不可欠な理由]</p> <p>[代諾者等の選定方針]</p>
<p>16 「説明書(様式4)」に記載したインフォームド・コンセントの内容(該当するものすべてにチェック)</p>	<p>※「研究に関する被験者の方への説明文書(様式4)」への記載事項をチェック。</p> <p><input type="checkbox"/>①研究の意義及び目的</p> <p><input type="checkbox"/>②研究の方法</p> <p><input type="checkbox"/>③予測される研究の結果</p> <p><input type="checkbox"/>④研究期間</p> <p><input type="checkbox"/>⑤研究を実施する研究者</p> <p><input type="checkbox"/>⑥研究に関する資料の開示について</p> <p><input type="checkbox"/>⑦研究への参加の任意性(研究への参加は任意であり、参加しないことで不利益な対応を受けないこと。また、いつでも同意を撤回でき、撤回しても何ら不利益を受けないこと。)</p> <p><input type="checkbox"/>⑧あなたにこの研究への参加をお願いする理由(被験者の選定方針)</p> <p><input type="checkbox"/>⑨研究により期待される利益について</p> <p><input type="checkbox"/>⑩研究参加に伴う危険又は不快な状態について</p> <p><input type="checkbox"/>⑪個人情報の取り扱い(被験者のプライバシー保護に最大限配慮すること)</p> <p><input type="checkbox"/>⑫研究終了後の対応・研究成果の公表について</p> <p><input type="checkbox"/>⑬研究のための費用</p> <p><input type="checkbox"/>⑭研究への企業・団体等の関与</p> <p><input type="checkbox"/>⑮研究に伴う補償(補償の有無、補償がある場合は補償内容)</p> <p><input type="checkbox"/>⑯知的財産権の帰属(研究から知的財産権が生じうること、権利の帰属先)</p> <p><input type="checkbox"/>⑰問い合わせ先・苦情等の連絡先</p> <p><input type="checkbox"/>⑱【被験者からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合(15=②の場合)】 研究の重要性、被験者の参加が研究実施に当たり必要不可欠な理由</p> <p><input type="checkbox"/>⑲その他()</p>

17 インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う(14=③)の場合 注：被験者又は代諾者からインフォームド・コンセントを得る場合(14=①又は②)は、本欄への記載は不要。	(1) 研究対象	<input type="checkbox"/> ①個人を特定できないデータ又はヒト由来の材料のみを用いる。 (→(3)以下へ) <input type="checkbox"/> ②個人を特定できるデータ又はヒト由来の材料を用いる。 (→(2)以下へ)
	(2) (1)=②の場合、使用する材料及びデータの種類の種類	<input type="checkbox"/> ①研究開始前に人体から採取された材料(試料)を用いる。 (→17(5)②の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ②人体から採取された材料(試料)を用いず、既存のデータのみを用いる。(→17(5)①の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ③人体から採取された材料(試料)を用いず、新たに収集したデータを用いる。(→17(5)②の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に：)
	(3) 研究の性質	<input type="checkbox"/> ①研究が被験者に対する最小限の危険を超える危険を含むか。 <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない(その理由：) <input type="checkbox"/> ②インフォームド・コンセントを免除することが被験者の不利益となるか。 <input type="checkbox"/> 不利益となる <input type="checkbox"/> 不利益とならない(その理由：) <input type="checkbox"/> ③インフォームド・コンセントを免除しなければ、實際上、本研究を実施できず、又は本研究の価値を著しく損ねるか。 <input type="checkbox"/> 実施できる／研究の価値が損なわれない <input type="checkbox"/> 実施できない／研究の価値が損なわれる (その理由：) <input type="checkbox"/> ④研究が社会的に重要性の高いものであると認められるか。 <input type="checkbox"/> 認められる(その理由：) <input type="checkbox"/> 認められない
	(4) インフォームド・コンセントに代わる措置	<input type="checkbox"/> ①あり(→(5)へ) <input type="checkbox"/> ②なし
	(5) (4)=①の場合、インフォームド・コンセントに代わる措置の内容	<input type="checkbox"/> ①研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の内容を、その方法も含めて広報する。 <input type="checkbox"/> ②研究の実施についての情報を公開し、研究対象者となるものが研究対象者となることを拒否できるようにする。 <input type="checkbox"/> ③できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(集団に対するものも可)を与える。 <input type="checkbox"/> ④長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払う。 <input type="checkbox"/> ⑤その他(具体的に：)
18 本研究の資金源	<input type="checkbox"/> ①学内予算による研究経費(具体的に) <input type="checkbox"/> ②外部資金による研究費(具体的に：) <input type="checkbox"/> ③共同研究経費・受託研究経費 <input type="checkbox"/> ④研究実施のために費用はかからない	
19 本研究と企業・団体との関わり	<input type="checkbox"/> ①本研究に企業等は関与しない。 <input type="checkbox"/> ②共同研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む共同研究契約の手続きを別途行い、共同研究契約書の写しを添付すること。) <input type="checkbox"/> ③受託研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む受託研究契約の手続きを別途行い、受託研究契約書の写しを添付すること。)	

	<input type="checkbox"/> ④本研究に参与する企業等はあるが、共同研究・受託研究として実施しない。(相手先： 参与の具体的内容：) (注：企業等へ研究成果などを提供する場合、個人情報保護・知的財産保護のため、共同研究・受託研究への移行が必要となる。また、研究の性質によっては、補償等の関係から共同研究・受託研究への移行が必要となる。)
20 研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償	<input type="checkbox"/> ①有害事象は生じ得ないため、特別な補償はない。 <input type="checkbox"/> ②医療費等について、研究実施責任者が補償する。 <input type="checkbox"/> ③医療費等について、本研究に参与する企業・団体等が補償する。 (注：この場合、契約書により企業との間で合意を得ることが必要。) <input type="checkbox"/> ④民間の損害保険により補償する。 (損害保険会社名：) (注：この場合、本研究について損害保険に加入していることが必要。) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に：)
21 研究実施に当たっての確認事項 (該当するものすべてにチェック)	【共通事項】 <input type="checkbox"/> ①研究実施責任者に、研究を適正に実行するために必要な専門的知識及び経験が十分にあること。 <input type="checkbox"/> ②研究者等は、研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他科学に関連する情報源及び十分な実験に基づいていること。 <input type="checkbox"/> ③研究実施責任者は、研究を実施するに当たり、被験者の個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。 <input type="checkbox"/> ④研究者等は、研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できないように行うこと。 <input type="checkbox"/> ⑤研究実施責任者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合又は研究により十分な成果が得られた場合には、本研究を中止し、又は終了すること。 <input type="checkbox"/> ⑥研究実施責任者は、研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を研究機関の長へ報告すること。 <input type="checkbox"/> ⑦研究実施責任者は、研究機関の長が重篤な有害事象その他の研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行う場合には、これに必要な情報を報告すること。 【他の研究機関と共同で研究を実施する場合】 <input type="checkbox"/> ⑧研究実施責任者は、当該他の研究機関の研究実施責任者に対し、研究に起因する重篤な有害事象を報告すること。 【健康に影響を与えるような行為を伴うヒトを対象とする研究の場合】 <input type="checkbox"/> ⑨本研究について、臨床経験が十分にある医師より適切な助言を得ていること。(医師名：) 【環境に影響を及ぼすおそれのある研究を実施する場合又は研究の実施に当たり動物を使用する場合】 <input type="checkbox"/> ⑩研究者等は、環境への影響や動物の使用に対して十分な配慮をしていること。 <input type="checkbox"/> ⑪その他()
22 その他記載すべき事項	

様式4

部 局 長 印		所属長 氏名印	印
------------------	--	------------	---

※ 本様式は、既に承認されている研究計画の軽微な変更・追加の申請についてのみ使用することができます。研究計画に大幅な変更・追加等がある場合は、新たな研究計画として申請を行って下さい。

ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書

平成 年 月 日提出

日本体育大学長 殿

研究実施責任者

所属：

職名：

氏名： _____ 印

下記の研究について、研究計画の変更・追加を申請します。

1 研究計画名	
2 承認番号	
3 承認日	平成 年 月 日
4 変更・追加の種類	<input type="checkbox"/> ①研究期間の変更 <input type="checkbox"/> ②被験者数の変更 <input type="checkbox"/> ③共同研究機関の変更 <input type="checkbox"/> ④研究実施責任者の変更 <input type="checkbox"/> ⑤研究者・個人情報管理者等の変更 <input type="checkbox"/> ⑥文書の変更(文書名： _____) <input type="checkbox"/> ⑦その他(_____)
5 変更・追加の内容	
6 変更・追加が軽微なものである根拠	

様式5

平成 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

受付番号 第 号

研究責任者
殿

日本体育大学長

研究課題名：

あなたの申請された上記の研究課題について審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認 承認番号 第 号

2 条件付承認：条件

3 変更の勧告

4 非該当

5 不承認

様式6

部 局 長 印		所属長 氏名印	印
------------------	--	------------	---

ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書

平成 年 月 日

学長 殿

実施責任者
所 属
職 名
氏 名 印

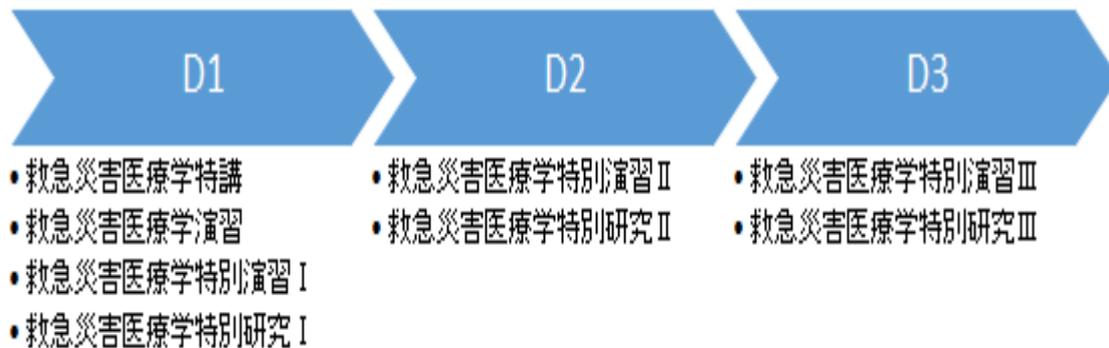
1 研究課題(登録番号)	()
2 研究目的	
3 実施期間	承認日 ~ 年 月 日
4 研究の対象	

研究における倫理的配慮について

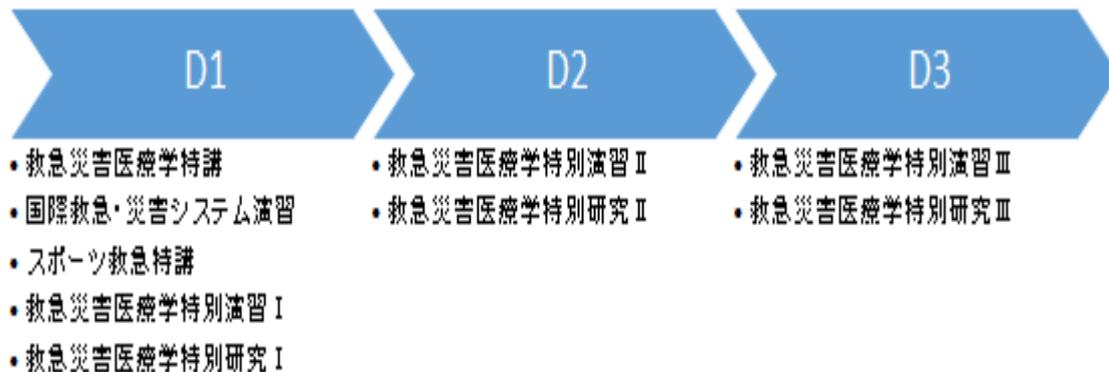
5 対象者等の人権への配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
6 5にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
7 対象者等に不利益及び危 険が生じないための配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
8 7にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
9 対象者等に理解を求め、 同意を得る方法について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
10 9にて、②を選択した場 合の変更内容と理由	
11 研究成果	

「救急災害医療学専攻」履修モデル

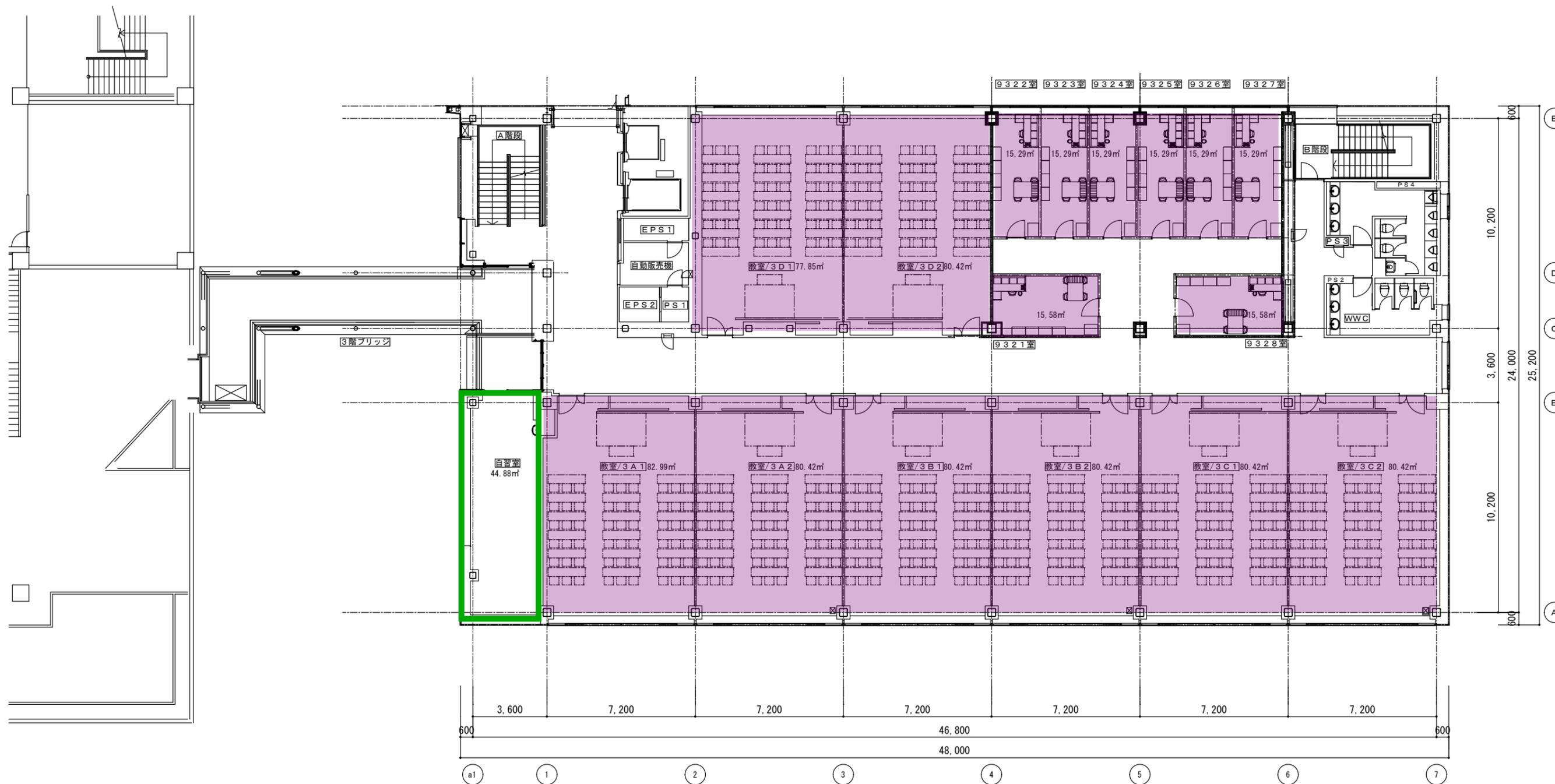
モデル1: 科学的根拠に基づき基礎・臨床研究が実践できる研究者



モデル2: 科学的根拠に基づき臨床・教育研究が実践できる研究者(国際)



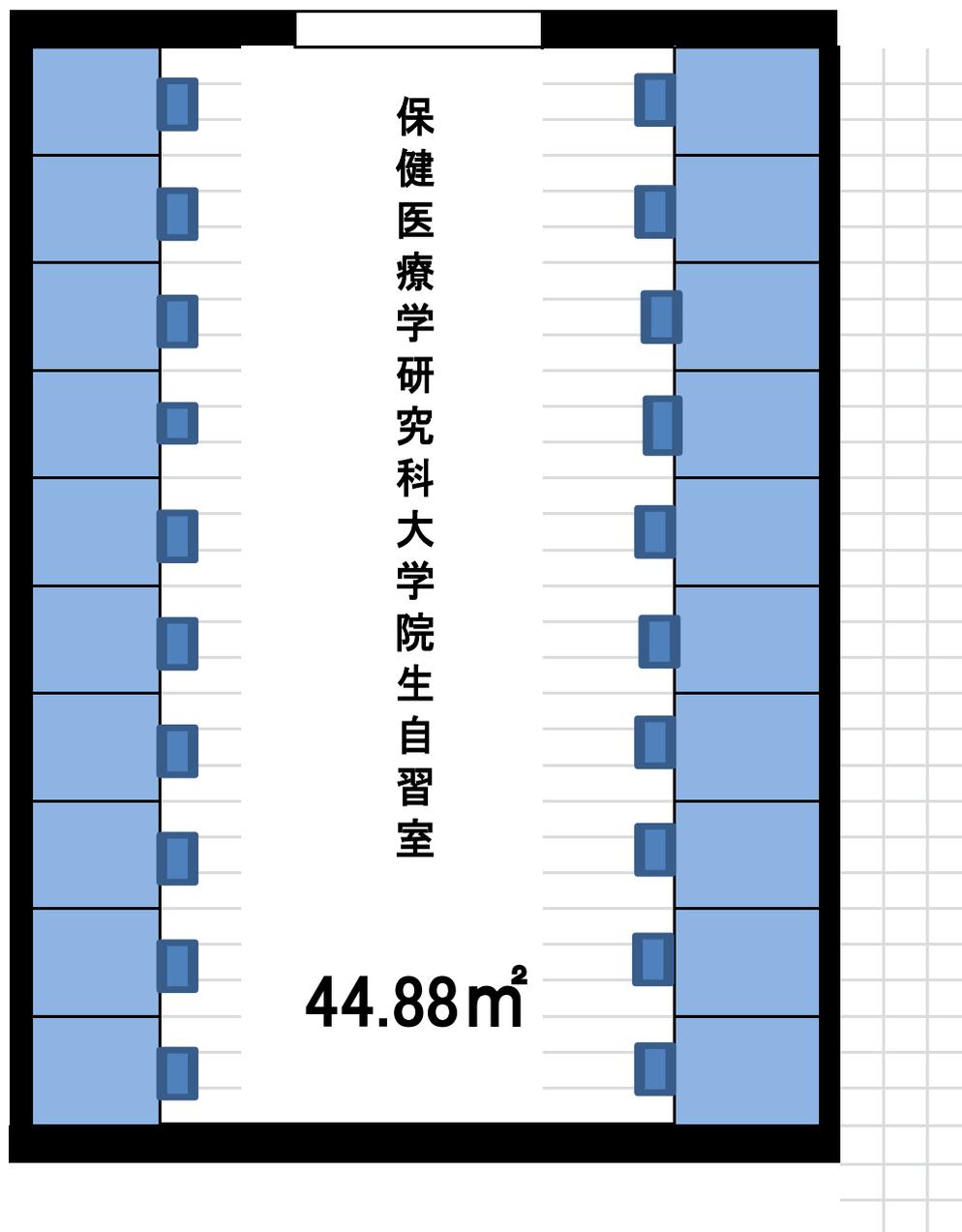
【資料12】



※行政との今後の打ち合わせにより変更とする場合があります。

変更年月日	校閲	担当 上山直哉	製図	設計番号 H10000	設計年月日 31.02.08	工事名称 日体大9号館研究室計画	A - 1
	工藤建設株式会社一級建築士事務所				縮尺 1:100	図面名称 計画案A 三階平面図	

9号館(保健医療学部棟)3階自習室(9354室)図面



【資料13】

○日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程

平成17年12月16日

理事会制定

最近改正 平成30年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程第5条に基づき、日本体育大学及び日本体育大学大学院(以下、合わせて「本学」という。)が自己点検・評価を行うため又は認証評価を受けるために設置する日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、本学における教育及び研究等の活動について、自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たる。

2 委員会は、認証評価を受けるための資料作成に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が推薦する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は学長、副委員長は副学長又は学部長の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価及び認証評価に関して、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等に関しては、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、インスティテューショナル・リサーチ アンド エフェクティブネス室において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年4月1日施行の日本体育大学自己点検・評価委員会規程、日本体育大学大学院自己点検・評価委員会規程及び日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(下位規程の失効)

- 2 この規程の効力発生に伴い、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程細則は、効力を失う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【資料14】

○FD委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、教育理念及び教育目標に基づき、教育活動、教授法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議し、実施する。

- (1) FDに関する企画及び調査に関する事項
- (2) FDに関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他FDに関する活動を促進するための事項

2 委員会は、前項の事項を審議・実施するにあたり、他の本学委員会に委嘱することができるものとする。

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 各学科、各科 1名
- (3) 事務局長
- (4) 学務部長
- (5) 管理部長
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、管理部企画評価課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。